

豊かな心をはぐくむために

＜いじめ発見・対応、いじめ防止のための実践プログラム＞

江戸川区の「子どもたちの健全育成」に向けた組織的対応力の強化

改訂版



令和2年6月1日
江戸川区教育委員会

は じ め に

江戸川区教育委員会指導室

指導室長 近津 勉

平成 29 年 3 月、文部科学省の「いじめ防止等のための基本的な方針」が改定されるとともに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定されました。

江戸川区では、平成 30 年度以降いじめの認知件数が大幅に増えています。「軽微ないじめも見逃さない」という方針のもと、いじめの疑いがある事例についても積極的に全教職員で認知し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応について意識を高めた結果であると考えています。

一方で、いじめの認知件数が増えたことで、目に見えやすい行為や軽微ないじめに、重大な事案が埋もれてしまう危険性も考えられます。大切なことは、調査結果を真摯に受け止め、各学校の教職員が日常的に一人一人の子どもを気にかけて、子どもたち自らが、いじめ防止の視点に立って生活できるようにしていくことです。

そこで、今回の改訂では、江戸川区における「いじめ防止対策」の体制を整備するとともに、各学校のいじめ防止体制を日常的に確認・共有する「場の環境整備」を実施する内容を盛り込みました。いじめの組織的対応力を強化することで、江戸川区全体でいじめ防止対策を推進していくプログラムとし、各学校でのいじめの未然防止・早期発見・早期解決につなげていただければ幸いです。

この「豊かな心を育むために＜いじめ発見・対応、いじめ防止のための実践プログラム＞」が、子どもたちの楽しく充実した学校生活の手助けになることを、心よりお祈り申し上げます。

令和 2 年 6 月

目 次

はじめに

【第1章 いじめ防止 理論・取組編】

1 「いじめ」とは	1
2 「いじめ」の問題に関する基本的な考え方	2
3 江戸川区の「子どもたちの健全育成」に向けた取組	3
4 各学校におけるいじめ防止に向けた年間計画	4
5 各学校における「組織的対応力の強化」に向けた取組	5
6 段階に応じた具体的な取組（例）	6
7 「いじめ」に対する体制づくり	9
8 「いじめ防止」の年間指導カリキュラムづくり	11
9 「いじめ」の実態を把握する	12

【第2章 いじめ防止に向けたプログラム編】

1 「いじめ」のない学級づくりのためのプログラム（例）	15
（1）人と関わる力を育てるプログラム（例）	15
（2）いじめの防止・解消を図るためのプログラム（例）	21
（3）いじめ解決後のプログラム（例）	26
2 「いじめ」に対する校内研修の実施	
（1）カウンセリングマインドの習得	27
（2）事例研究	29
（3）「ネットいじめ」から子どもを守る	30
（4）教師の人権感覚の向上	31
3 「いじめ」に関わる通知等	33

1 「いじめ」とは

いじめ防止対策推進法 第2条（定義）

児童等に対して、①当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う ②心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、③当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

このことにより、いじめを次のように捉えることができる。

- ① 学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒と何らかの人的関係のある者との関わりの中で起こること。
- ② 暴力を伴わないものでも、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものなども該当する。また、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられることなども含まれる。
- ③ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要である。

2 「いじめ」の問題に関する基本的な考え方

いじめは**どの学校でもどの子供にも起こり得る**という認識の下、区及び学校は、組織的に日常的な未然防止の取組を行うとともに、いじめを把握した場合には、加害、被害児童・生徒、保護者と共に速やかに解決する必要がある。とりわけ、児童・生徒の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として取組を講じることが必要である。

1 いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する児童・生徒の理解を深める

児童・生徒がいじめについて深く考え理解するための取組として、「特別の教科 道徳」の授業や、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援をはじめ、すべての教育活動を通じていじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

学校が一丸となって取り組む

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員は、いじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に頼るだけでなく、学校全体による組織的な対応が不可欠である。

2 児童・生徒をいじめから守り通し、子どものいじめの解決に向けた行動を促す

いじめられた児童・生徒を守る

いじめられた児童・生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた児童・生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

いじめを行った児童・生徒への指導を徹底する

いじめられた、いじめた、周りで見ていた、いじめを知っていた等、児童・生徒からの情報を速やかに聞き取り、それらの情報を基にいじめを行った児童・生徒への指導を徹底する。

児童・生徒の取組を支える

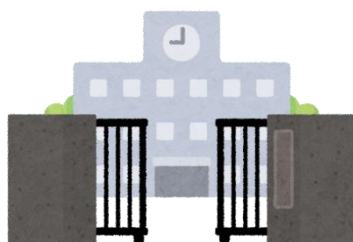
学校は、周囲の児童・生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に伝えた児童・生徒を守り通すとともに、いじめ防止に向けた発信を促すための児童・生徒による主体的な取組を支援する。

3 保護者・地域・関係機関と連携して取り組む

社会総がかりで取り組む

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携していじめ問題解決に向けて取組を行う。

保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童・生徒をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめ防止等の取組に協力するよう努める。



3 江戸川区の「子どもたちの健全育成」に向けた取組

(1) チルドレン・サポートチームの派遣（訪問方式／学校申請方式）

○ 趣旨

学校だけでは解決困難ないじめ等に関する事案の解決に向けて、チルドレン・サポートチームを派遣する。

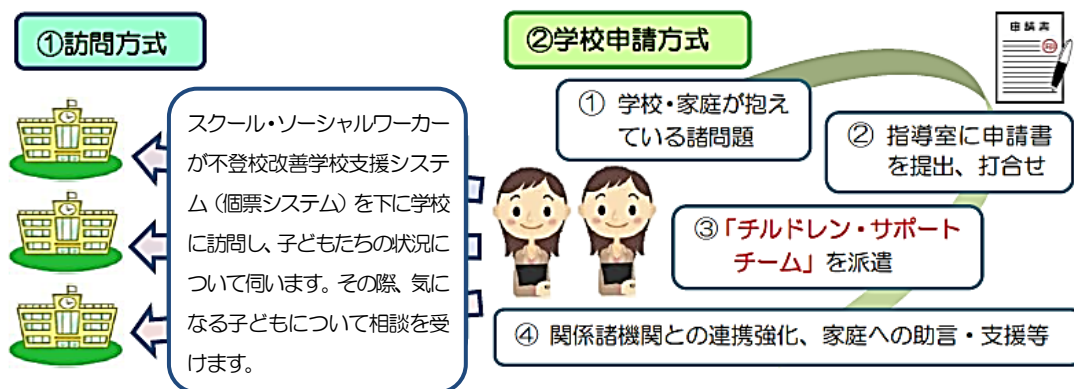
○ 方式

① 訪問方式

スクール・ソーシャルワーカー等が学校訪問を行い、学校の相談に応じる。

② 学校申請方式

学校が教育委員会指導室に申請し、チルドレン・サポートチームを派遣、事案の解決に向けて関係諸機関との連携強化や家庭等への助言・支援を行う。



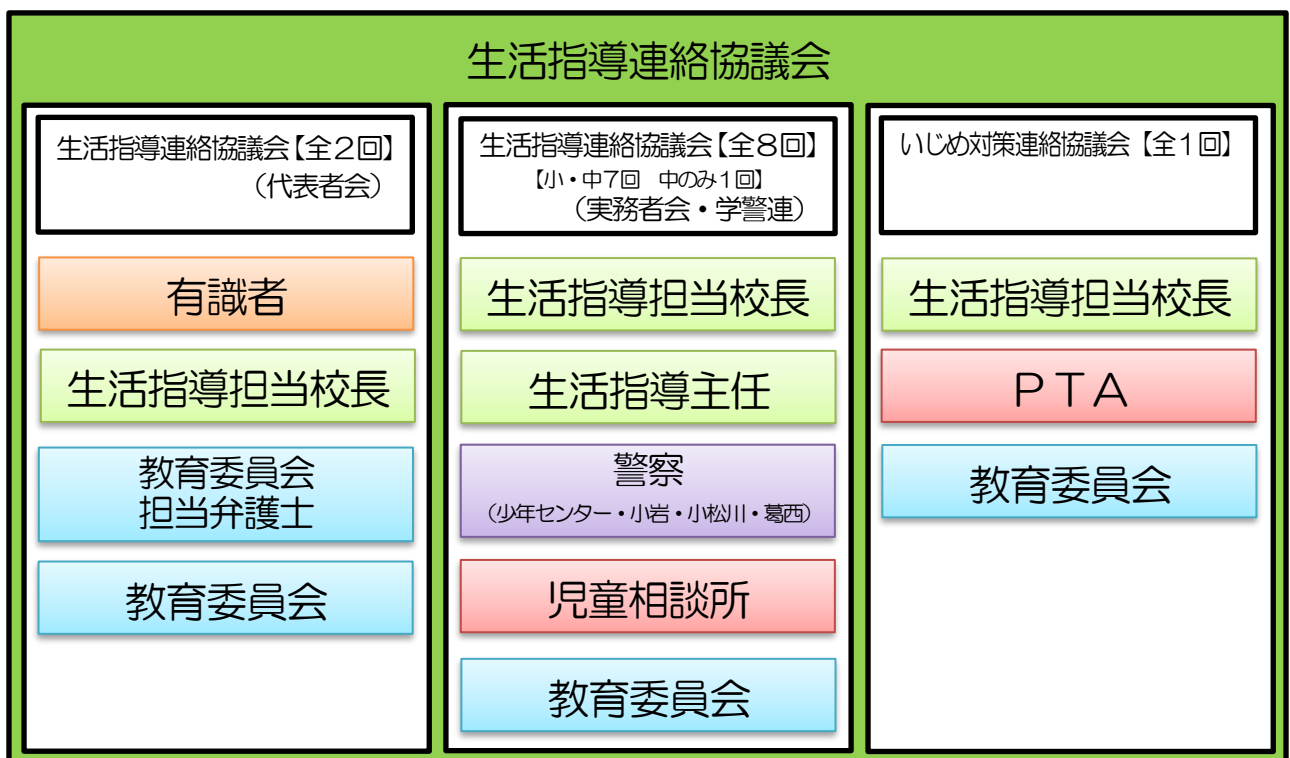
(2) 生活指導連絡協議会の設置

○ 趣旨

学校内外を問わず、課題のある児童・生徒へ迅速かつ適切な支援・指導を行うことができる体制を整える。

○ 運営方法

年間 11 回程度、「生活指導連絡協議会」を開催し、うち8回は各学校の生活指導主任も参加する。



4 各学校におけるいじめ防止に向けた年間計画

各学校において、1年間のいじめ防止に向けた取組について策定し、計画的かつ組織的な対応を教職員だけでなく、地域・保護者・外部関係機関と共有しておくことが大切である。また、年間を通じて取組の充実・改善を図り、即実行に移していくことでいじめ防止に向けた取組の形骸化及びいじめの深刻化を防ぐことができる。

月	年 間 計 画 【例】
4～5月	- 学校いじめ対策委員会の設置・開催 - 学校いじめ防止基本方針の確認 - いじめの未然防止に向けた取組の確認 - いじめ発見時の組織的な対応の確認 1年間の取組の確認 - 学校サポートチームの設置・開催 - いじめ防止に向けた学校の方針・取組の周知 - いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた連携内容の確認 - いじめの重大事態発生時の対応の確認 - 学校いじめ防止基本方針の公表 - 学校ホームページ等で地域、保護者に周知 - 全校朝会等で児童・生徒に周知 - いじめ防止に関する校内研修会の実施
6月	○ ふれあい月間の実施 - いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組の強化 - いじめに関する授業の実施 - いじめに関わるアンケートの実施
7月	- 学校いじめ対策委員会の開催 - いじめの状況の把握及び対応に関する評価・改善 - ふれあい月間の取組内容及び日常の取組の評価・改善 - いじめ防止に関する校内研修会の実施
8月	○ 学校サポートチームの開催 1学期の取組の評価・改善
9～10月	○ 改善した取組及びいじめ対応の実施
11月	○ ふれあい月間の実施 - いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組の強化 - いじめに関する授業の実施 - いじめに関わるアンケートの実施
12月	- 学校いじめ対策委員会の開催 - いじめの状況の把握及び対応に関する評価・改善 - ふれあい月間の取組内容及び日常の取組の評価・改善 - 学校サポートチームの開催 2学期の取組の評価・改善 - いじめ防止に関する校内研修会の実施
1月	○ 改善した取組及びいじめ対応の実施
2月	○ 年度末の取組 - いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組の強化 - いじめに関する授業の実施 - いじめに関わるアンケートの実施
3月	- 学校いじめ対策委員会の開催 - いじめの状況の把握及び対応に関する評価・改善 - 年間の取組内容及び日常の取組の評価・改善 - 次年度に向けた学校いじめ基本方針の素案づくり - 学校サポートチームの開催 - 年間の取組の評価・改善
随時	- 学校いじめ対策委員会の随時開催 - いじめ解決に向けた対応の進捗把握及び対応策 - 学校サポートチームの緊急招集 - いじめの重大事態発生時に招集し、状況、対応について報告、チームによる解決策を協議

5 各学校における「組織的対応力の強化」に向けた取組

取 組	関連項目	いじめ総合対策第2次 (東京都教育委員会)
・法によるいじめの定義の周知	p.1	p.31～32
・学校いじめ防止基本方針の策定、学校ホームページへの公表、 年度毎の見直し	p.4	p.17～21
・学校いじめ対策委員会の設置と教職員への周知、報告の徹底	p.4、5、7	p.17～21、31～39
・学校サポートチームの設置	p.4	p.29～30
・年間3回以上のいじめに関わるアンケートの実施	p.5、12、13、 31～34	p.40～44
・年間3回以上のいじめに関する研修の実施	p.4、27	p.21、85 ※生活指導リーフ(国立 教育政策研究所)も活用
・年間3回以上の「いじめに関する授業」の実施	p.4、14～26	p.22～24
・相談窓口の児童・生徒・保護者への周知	p.5	p.40～44
・指導の経過等の情報の共有	p.5	p.49～51
・いじめ防止のための年間計画の作成と教職員への周知	p.9	p.22～24
・いじめに関わるアンケート以外でのいじめ認知の向上	p.10	p.89
・「ネットいじめ」防止のための取組の実施	p.28	p.59～60 ※SNS 東京ノート(東京 都教育委員会)も活用
・教師の人権感覚の向上	p.29、30	p.15～16 ※人権教育プログラム (東京都教育委員会)も参照

6 段階に応じた具体的な取組例

未然防止

教員の指導力の向上と組織的対応

- 学校いじめ対策委員会の全校設置
 - (1) 管理職、生活指導主任、学年主任、人権教育担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー（以後、SC）等を構成員とする。
 - (2) いじめ発生から重大事態発生時の組織的対応マニュアルの作成、校内研修等の企画と開催、いじめ防止のための年間指導計画の作成等を役割とする。
- 学校いじめ防止基本方針の策定
 - (1) いじめ防止対策推進法第13条に基づき、保護者や地域住民の参画の下に策定する。
 - (2) 地区懇談、保護者会、学校だより、学校ホームページ等を活用し、公表する。
- 学級担任による問題を抱えた児童・生徒への積極的な働きかけ
 - 家庭訪問、個人面接、行動観察等の充実、カウンセリングマインド等を活用する。
- 学校サポートチームの全校設置
 - 学校いじめ対策委員会に加え、外部関係機関（警察、児童相談所・学校評議員等）を活用する。
- いじめに関する研修の実施
 - (1) すべての学校において、**年間3回以上**の校内研修を実施する。
 - (2) 「いじめ防止プログラム」や人権教育プログラム等の活用、事例研究、危機管理研修、教育相談研修などが考えられる。

いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしないための取組

- 「いじめに関する授業」の実施
 - すべての学級で、「いじめに関する授業」を**年間3回以上**実施する。
- 児童会・生徒会等による主体的取組への支援
 - 「いじめ防止運動」「言葉の暴力 撲滅運動」等を推進する。
- いじめを許さない雰囲気醸成
 - (1) 読書、体験活動等の推進によるいじめに向かわせない態度・能力の育成を推進する。
 - (2) 情報モラル教育、法教育、道徳地区公開講座等の充実を進める。

早期発見

日常生活からいじめの萌芽を素早く察知

- さまざまな視点からの観察
 - (1) 学級経営を学級担任任せにしないように、複層的な視点からの変化を把握する。
 - (2) いじめの認知件数が増加する傾向にある小学校5年生、中学校1年生を対象に、年度当初に、SCによる全員面接を実施する。
 - (3) 「生活意識調査」「いいところみつけ」「Q-U（学級満足度調査）」などを活用する。
 - (4) 自尊感情・自己肯定感を高める指導の充実や、定期的な個人面談・教育相談を実施する。
 - (5) いじめを認知したら、速やかに校内で情報共有するとともに、家庭との連携、追跡調査等を実施する。
- 区教委から派遣された「チルドレン・サポートチーム」との情報共有・連携
 - (1) 「チルドレン・サポートチーム」を通じて、日頃から区教委と連携を図る。
 - (2) 学校だけでは解決が難しい事案等について、「チルドレン・サポートチーム」と連携して対応する。
- 学校非公式サイトの監視
 - 東京都が誹謗中傷の削減要請を迅速に行うとともに、区教委を経由し、学校に情報提供する。

被害及び周囲の子どもからの情報の確実な受信

- **各学期1回以上、年3回以上**、「いじめ実態把握調査（いじめに関するアンケート）」を実施する。
 - （1）管理職は全てのアンケートの記載内容を確認し、配慮すべき児童・生徒に対しては管理職自ら対応する。
 - （2）特別支援学級に在籍する児童・生徒等で、アンケートへの回答が困難な場合については、児童・生徒に教職員が個別に聞き取りをするなど、代替できる方法で実施する。
 - （3）いじめにつながる記載の有無にかかわらず、**実施したアンケートは全児童・生徒分、実施年度の末から3年間保管**する。
- アンケートを含め、教職員が児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」への報告を徹底する。
- 指導の経過等の情報の共有
 - 指導の経過等の情報が全教職員で共有できるよう、各学校で定められた様式の記録にて、ファイリングしたりパソコンの共有フォルダに保存したりするなどする。その際は、個人情報の取扱に十分注意する。
- 相談窓口の設置
 - （1）「いじめ目安箱」「ふれあい月間」等の取組を推進する。
 - （2）区いじめ電話相談カード、「江戸川区いじめ相談」窓口一覧等を配布し、相談窓口を全児童・生徒、保護者に周知する。

学校いじめ対策委員会による確実な発見

- ファイリングされた情報や生活意識調査等により、把握した情報を教職員で共有する。

保護者・地域との連携

- いじめに対する学校の取組姿勢の周知等
 - （1）「いじめに関するアンケート」等の調査結果を、保護者や地域へ積極的に情報提供し、いじめの解決に向けて協力を依頼する。
 - （2）すすくすくスクール、共育プラザ等との情報交換、学校だより、保護者会、家庭訪問、三者面談、SCの紹介等で、保護者・地域との連携を進める。

早期対応

学校いじめ対策委員会を核とした対応

- 把握した情報に基づく対応方針の策定と役割分担の明確化（支援計画づくり）
 - （1）被害者、加害者、周囲への児童・生徒への支援における役割分担を明確にする。
 - （2）専門的指導（養護教諭、SC、学校医等）との連携を行い、対応計画を作成し、組織的に対応する。

被害・加害・周囲の児童・生徒への取組

- 被害の児童・生徒の安全確保と支援
 - （1）保護者との綿密な話し合いのもと、対応策を丁寧に行う。
 - （2）専門的指導の導入（養護教諭、SC、学校医）、親身な指導、メンタルヘルスケア、自信や存在感をもたせる、活動の場の提供等、必要な支援を行う。
- 加害の児童・生徒に対する継続的な観察・指導等
 - （1）保護者との共通理解を図り、指導を徹底する。
 - （2）相手の思いと自己の行為を考えさせる指導、いじめ解決の約束、原因背景の確認及び立ち直り支援を行う。
- いじめを伝えた児童・生徒の安全の確保
 - （1）勇気をもっていじめを伝えてきた児童・生徒へのケアを丁寧に行う。
 - （2）守り通すことの宣言、教員同士による見守り、保護者連絡、場合により登下校時の見守り等を行う。

- いじめを許さない雰囲気の再醸成
 - (1) 基本方針やいじめ防止計画の評価及び改善を行う。
 - (2) いじめ防止プログラムの実施、実態調査の実施等を検討する。

区教育委員会・関係機関との連携

- 区教育委員会への報告と区教育委員会支援
 - (1) 暴行、金銭要求等の犯罪行為、児童虐待等のケースは区教委に報告する必要がある。
 - (2) 指導主事やチルドレン・サポートチームの派遣、学級指導補助員導入の検討等を進める。
- 生活指導連絡協議会での情報共有
 - 近隣学校等との連携・情報共有を図る。

いじめの情報や学校方針を早期に発信して共有

- いじめ対策緊急保護者会の開催
 - 事案についての情報提供、保護者と連携・協力等を進める。
- PTAの活用
 - 役員等からの働きかけ、いじめ対策保護者会での連携を進める。
- 地域人材の活用
 - 登下校やすすくすくスクールでの見守り、校内巡回、地域挨拶運動、地域行事への参加、学校評価の活用等、日頃からいじめ対策について連携を図る。

重大事態への対応

いじめの「重大事態」

○児童・生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合
 ○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合
 ○いじめにより相当の期間（年間30日を目途）学校を欠席した場合
 ○児童・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し立てがあった場合

被害の児童・生徒の保護・ケア

- 校内、校外体制によるきめの細かい指導と見守り
 - 複数による間断ない保護、朝夕2回の情報共有、SCによるケア、エンカレッジルーム等の活用、学校サポート教室等の活用、サポートチーム結成など、必要に応じて見守りを行う。

加害の児童・生徒への働きかけ

- 被害児童・生徒を中心とした指導
 - 加害児童・生徒の別室学習、警察への相談・通報、懲戒や出席停止等を検討・実施する。
- 原因背景の確認及び立ち直り支援
 - SCの活用、関係機関との連携、サポートチームの結成等を進める。

区教育委員会・関係機関との連携

- 区教育委員会への報告と区教育委員会支援
 - (1) いじめの重大事態が発生した場合、速やかに区教育委員会指導室に報告する。
 - (2) 指導主事、学級指導補助員、SC等の集中的派遣、関係機関との連携、いじめ等の問題解決支援チームの活用等を進める。
 - (3) 生活指導連絡協議会を活用し、学校はこまめな状況報告を行い、情報の共有を図る。

保護者・地域との連携

- 緊急事態を踏まえ、保護者地域への情報提供及び連携を強化する。
 - 緊急保護者会の実施、役員からの働きかけ、地域・民生・児童委員等との連携強化を進める。

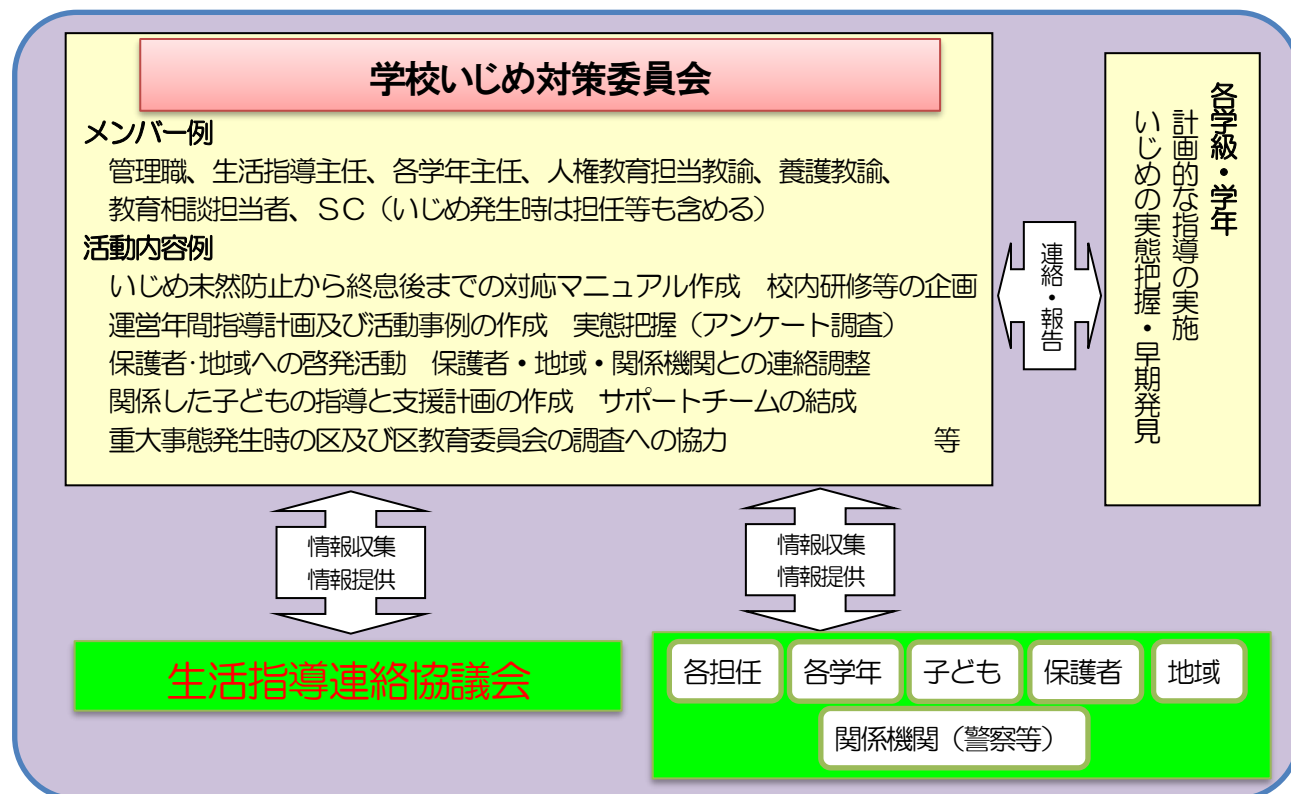
いじめ防止対策推進法に基づく対応

- いじめ防止対策推進法第28条及び30条に基づく調査への協力
 - 学校は事実関係を明確にするための調査に対して、区教育委員会や区に対して協力する。

7 「いじめ」に対する体制づくり

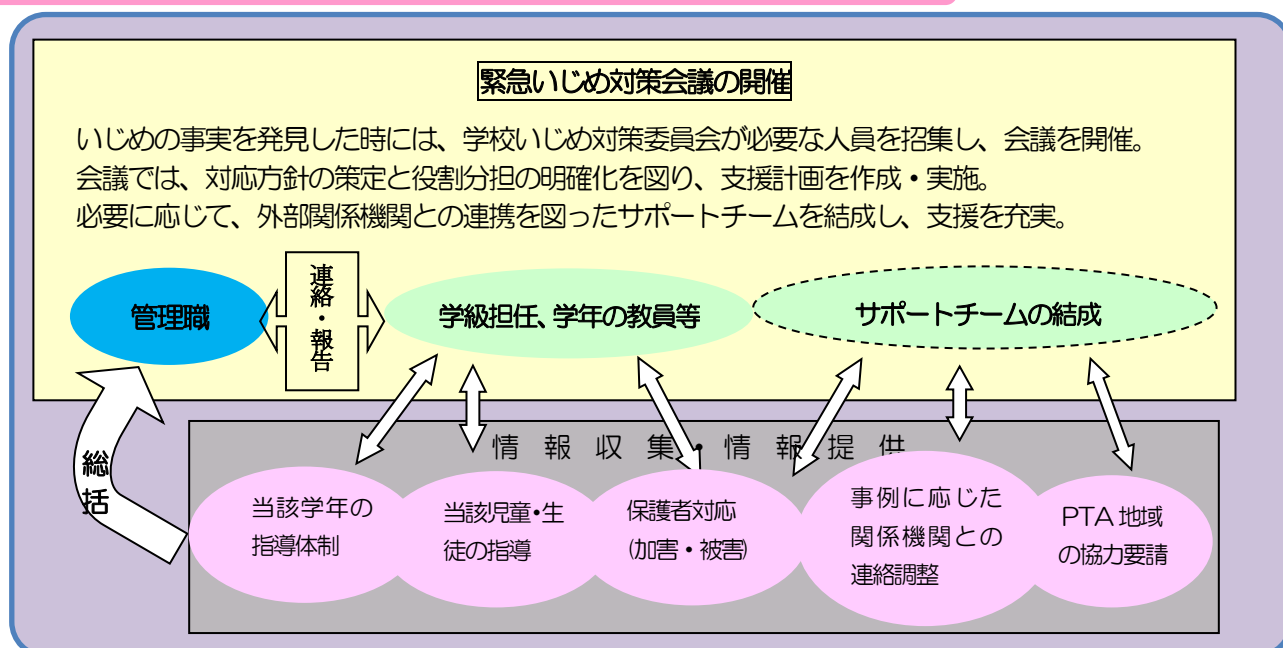
いじめ問題を解決するには、個々の教員の力に頼るのではなく、学校全体で一つのいじめ問題に対応していく必要があります。

「学校いじめ対策委員会」の設置

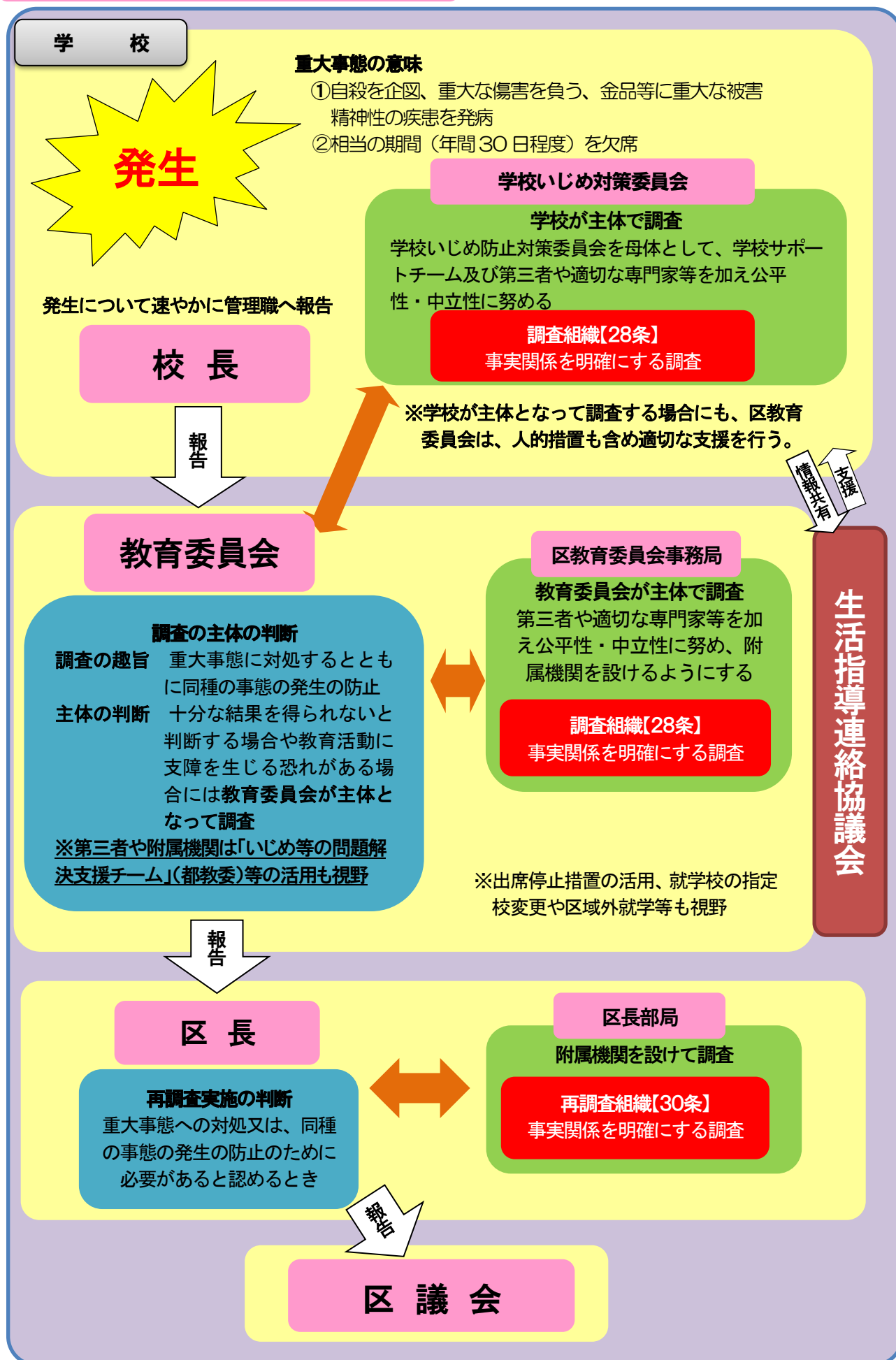


※ 「学校いじめ対策委員会」は、いじめ防止基本方針を踏まえ、いじめ防止のための年間指導計画を学校全体で組織していくことが重要である。また、いじめを把握した場合には、学校いじめ防止対策委員会を核として、組織的な対応を行う。

緊急対応時（いじめの事実発見時）の「緊急いじめ対策会議」の開催



※ 学校いじめ防止対策委員会は、いじめの事例の発生から終息後まで、その事例ごとに定期的に対策会議（サポートチーム含む）を設置し、解決した時点で解消する。



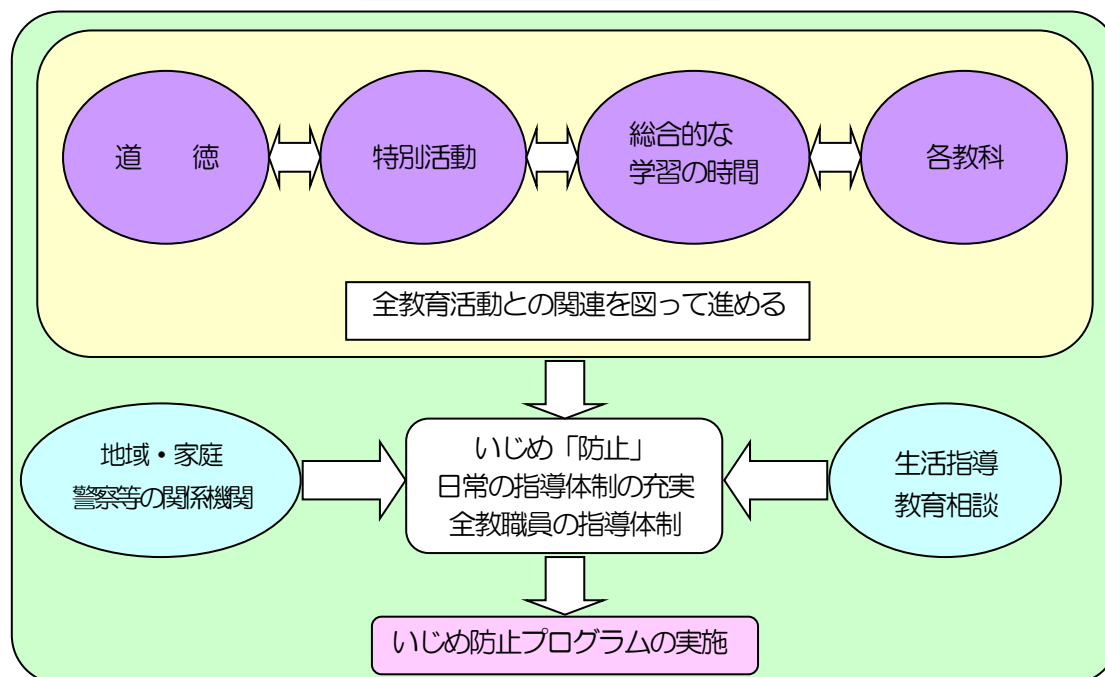
8 「いじめ防止」の年間指導カリキュラムづくり

いじめを生まない人間関係づくりを推進していくには、次の要素が必要となる。

- ① いじめに正面から向き合ったいじめ防止のための教育の展開
- ② 年間を通じた計画的・継続的な指導の展開
- ③ 児童・生徒が自ら考えるような指導の展開

以上の観点 considering、年間指導計画を作成することが重要である。

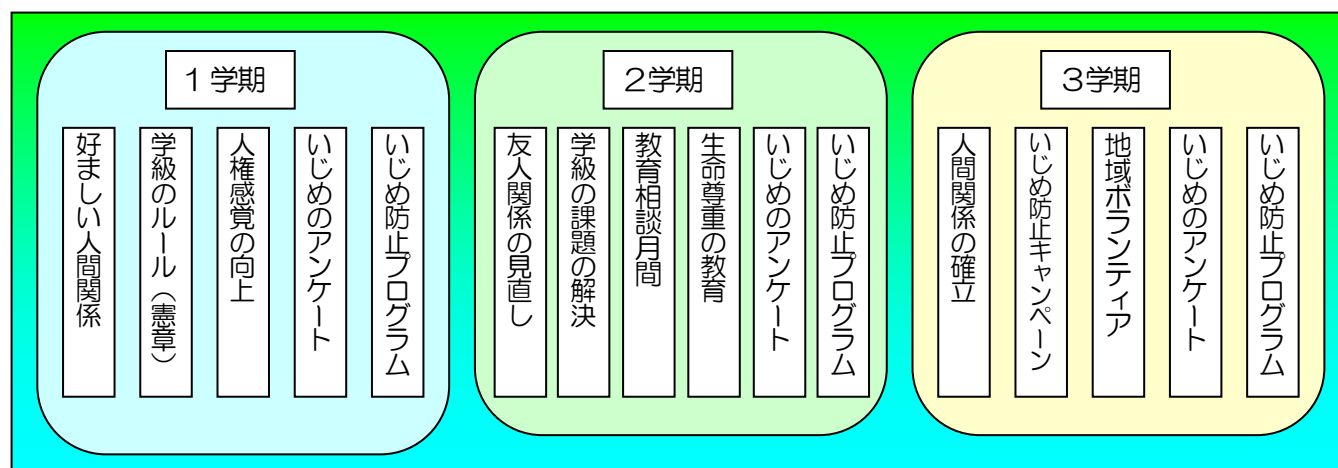
カリキュラム作成の体系図



※ 学校の全教育活動を通じて「いじめ防止」の指導を取り入れる。

※ 全教職員の共通理解を図り、組織的対応を図る。

いじめ防止プログラム年間指導計画を立てる視点（例）



※ 各学校において児童・生徒自身が「いじめ」について考えることを重視した取組を実施する。

※ 豊かな人間関係をはぐくむためのプログラムを実施する。

※ 人権感覚を磨くためのプログラムを実施する。

※ 生命尊重の視点に立ったプログラムを実施する。

注1：いじめのアンケートは、後述の『アンケート調査の実施について』を参照

注2：いじめ防止プログラムは、後述の『「いじめ」のない学級づくりのためのプログラム例』を参照
(グループでの話し合い活動・体験的活動、学級での発表活動を行い、意見の共有化を図る。)

9 「いじめ」の実態を把握する

<いじめを把握する3つの方法>

1 さまざまな視点からの察知 2 いじめ実態把握調査の実施 3 面談の実施

学校でのチェックポイント

こんな様子が見られるようになったら

- ☐ 遅刻・欠席が増える
- ☐ 教室に入りたがらない
- ☐ 急に学習への意欲を失う
- ☐ 当番活動や休み時間に一人でいる場面が多い
- ☐ 休み時間は、職員室や保健室の近くにいる
- ☐ 紛失物が多くなる
- ☐ 持ち物や掲示物にいたずら書きが増える
- ☐ 給食を食べ残すことが多くなる
- ☐ からかわれることが多くなる
- ☐ 遊びの仲間に入れない
- ☐ 表情が暗くなる
- ☐ 仕事を押し付けられる
- ☐ ケガやキズが多くなる

おかしいなと思ったら

迅速な対応を心がけよう

- ☐ 当該子どもの様子を注意深く観察する
- ☐ 自然な声かけを行い、教師との人間関係を築いていく
- ☐ 親身になって本人から聞き出す
- ☐ 他の先生方からも情報を収集すると同時に、子どもの様子を観察してもらう
- ☐ 様子がおかしい場合は、初期の段階で、学年の先生や管理職等に報告する
- ☐ 速やかに家庭と連絡をとる
- ☐ SCとの連携を図る
- ☐ 平素の教育活動の中に、望ましい人間関係を築くための指導を取り入れる

家庭でのチェックポイント

こんな様子が見られるようになったら

- ☐ 学校の話さける
- ☐ 友達のことを話さなくなる
- ☐ 登校時に体の不調を訴える
- ☐ 感情の起伏が激しくなる
- ☐ きょうだいや物にあたりちらす
- ☐ 寝つきが悪く、寝不足が続く
- ☐ 急に食欲がなくなる
- ☐ 下校後の服の汚れや破れが目立つようになる
- ☐ 持ち物にいたずら書きがある
- ☐ ケガやキズを負って帰ってくる
- ☐ 電話を受けた後、落ち着かない
- ☐ 突然友達に呼び出される
- ☐ 人に物を貸すことが多くなる
- ☐ 家からお金を持ち出す

おかしいなと思ったら

迅速な対応を心がけよう

- ☐ 子どもの生活の様子や態度の変化に注意する
 - ☐ 何気ない会話で、親子のコミュニケーションを心がける
 - ☐ 親子の信頼関係に自信をもって、子どもとよく話し合う
 - ☐ 子どもの立場に立って話を聞いてあげる
 - ☐ 子どもを守ってあげるという強い姿勢を見せる
 - ☐ 変化が見えた時点で、学校に速やかに相談する
 - ☐ SC等に相談する
 - ☐ 教育相談室等に相談する
 - ☐ 他の保護者から情報を得る
- <一人で悩まないことが大切です>

<いじめる側の児童・生徒たちの行動傾向にも注意をしましょう>

- ✧ 教室や廊下・階段で、仲間同士で集まってはヒソヒソ話をしている。
- ✧ まじめな子を冷やかしたり、仲間だけにわかるようなサインや隠語を使ったりする。
- ✧ 特定の者の失敗や規則違反に敏感に反応する（やじを入れたり、非難したりする）。
- ✧ 遊んでいるときに、自己中心的な言動が目立ち、ボスの存在になりたがる。
- ✧ 感情の起伏が激しく、行動に裏表が見られる。

いじめ実態把握調査等の実施について

1 いじめの実態を把握するためのアンケート調査

(1) アンケート調査の実施方法

- ・アンケートに記入するときは児童・生徒同士の話し合いを禁止し、個々の児童・生徒のプライバシーを守る。
- ・周囲の児童・生徒の状況（設問 1）の記載については、「必ずあなたのことを守ります」と伝え、安心感をもたせる。
- ・記名については状況により各学校で判断する。
- ・アンケートの対象とする期間については、教育委員会の指定がない限り各学校で設定する。その際、年間で対象とならない期間が生じないように配慮する。

(2) アンケートの内容

- ・回答者本人にかかわることだけではなく周囲の児童・生徒の状況についても質問する。
- ・「被害者は誰か」「加害者は誰か」「いつ」「どのような内容か」等について記載させるようにする。

(3) アンケート実施後の対応

- ・アンケートの記載内容からいじめの可能性があると考えられる児童・生徒について、担任は本人に確認を行い、管理職へ聴き取った事実を報告する。
- ・報告を受けた後、管理職は本人及び関係者、周囲の児童・生徒たちに聴き取りを行い、事実確認をする。
- ・いじめもしくはその疑いがあると管理職が判断した場合は、速やかに指導室に報告する。

学校生活や友人関係に関するアンケート

◎次の質問について、「はい」か「いいえ」のあてはまる方に○をつけてください。

「はい」と答えた場合は、その内容をくわしく教えてください。

1 あなたのまわりに、嫌な思いをしている人や悲しい思いをしている人はいませんか。

はい いいえ

・それは、だれですか。また、いつ、どのような内容ですか。

2 あなたは、悪口を言われたり、暴力を振るわれたりしたことがありますか。

はい いいえ

・それは、だれから、いつ、どのような内容ですか。

3 あなたは、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりするなど、嫌な思いをしたことがありますか。

はい いいえ

・それは、だれから、いつ、どのような内容ですか。

4 あなたは、メールや掲示板に悪口や個人情報を書かれ、いやな思いをしたことがありますか。

はい いいえ

・それは、だれから、いつ、どのような内容ですか。

5 あなたは、勝手に自分の持ち物を使われたり、かくされたりしたことがありますか。

はい いいえ

・それは、だれから、いつ、どのような内容ですか。

6 あなたは、無視されたり、仲間はずれにされたりしたことがありますか。

はい いいえ

・それは、だれから、いつ、どのような内容ですか。

巻末に「学校生活や友人関係に関するアンケート」（A4サイズ）が掲載されていますので、ご活用ください。

いじめ実態把握調査（いじめに関わるアンケート）の実施について

いじめ防止対策推進法第16条第1項により、学校はいじめを早期発見するため、定期的な調査その他必要な措置を講ずることが規定されています。

また、「東京都教育委員会いじめ総合対策」でも、いじめの早期発見の手だてとして、定期的に児童・生徒を対象としたアンケートを実施・分析・活用するよう学校に求めています。

こうした流れを受け、江戸川区教育委員会でも次のようにアンケートの実施を各学校にお願いしています。各学校では、いじめの早期発見・早期対応が行えるよう、アンケートの確実な実施及び保管の徹底をお願いします。

○実施回数 **各学期1回以上、年3回以上実施**

※「学校生活や友人関係に関するアンケート」（区様式）を活用する。

※6月実施のふれあい月間のアンケートと兼ねて実施してよい。（11月実施分は6月の追跡調査のため、別で実施する。）

○保管期間 **実施年度を含め、3年間保管**

○確認事項 **管理職は全てのアンケートに目を通して確認し、気になる児童・生徒に対しては自ら対応**

面接の実施

1 いじめを行っている児童・生徒が特定できていない段階で面接を行う場合

- ・周囲に他の児童・生徒がいない場所で行う。
- ・途中で中断されることのないように、個室で行う。
- ・児童・生徒が入室してきたら温かい態度で迎える。
- ・なぜ面接をするのか、何のために面接するのか、課題意識をもたせる。
- ・児童・生徒が示すストレスの兆候に配慮する。必要に応じてカウンセリングを行う。
- ・いじめにまつわる否定的な感情を防ぐために、面接は児童・生徒を責めるような姿勢ではなく、肯定的な雰囲気、あるいは改善のための方策を考えさせるような雰囲気で行う。

2 いじめを行っていることがある程度わかっている場合

- ・グループのリーダーから面接する。
（その理由）リーダーが指導内容を理解して行動を改めると、同調していた児童・生徒はいじめをしなくなるからリーダーを後回しにして、他の児童・生徒が告げ口したと思わせないようにする。
- ・他の児童・生徒に分からないように当該の児童・生徒の面接を行う。

<いじめられている児童・生徒やその保護者が安心できる対応策が提案できていますか>

いじめ情報の受信をしたら、「3 段階に応じた具体的な取組（例）」「4 『いじめ』に対する体制づくり」を参考に以下の点に留意しましょう。

- ◇ いじめられている児童・生徒の保護者の認知や関わっている教職員、地域人材、関係機関等の把握ができていますか。
- ◇ いじめの内容について曖昧な部分がありませんか。
- ◇ いじめを受けての児童・生徒の状況についてしっかり把握できていますか。
- ◇ 組織的な具体的対応策の提案ができていますか。
- ◇ 解決の見通しがしっかりと立てられていますか。
- ◇ いじめの情報を伝えてきた児童・生徒のきめの細かい見守りはできていますか。

第2章 いじめ防止に向けたプログラム編

1 「いじめ」のない学級づくりのためのプログラム例

1 いじめ防止年間プログラム作成の2つの視点

- ① いじめについて考えさせるためのプログラム
 - ・ いじめの事例から児童・生徒に考えさせるためのプログラム
- ② 豊かな人間関係をはぐくむためのプログラム
 - ・ 自己理解、他者理解、生命尊重の観点から児童・生徒に考えさせるプログラム

2 年間計画への位置付け

各学校のいじめ対策委員会において、児童・生徒の発達段階に応じた「いじめ防止年間指導計画」を作成する。その際、保護者・地域との連携の在り方についても配慮する。

3 いじめ防止プログラムの指導手法例

ワークシート等に自分の考えを記入させ、グループでの話し合い活動・体験的活動を経て、学級での発表活動を行い、意見の共有化を図っていく。

(1) 人と関わる力を育てるプログラム例

1 自分の思いを相手に伝える

ね ら い……進んで身近な人と関わり、愛情や信頼感をもつ。

自分の思いを相手に伝えたり、相手の思いを聞いて自分の動きを調整したりする。

対 象……幼児

学習形態……個人

保 育 の 流 れ		
幼児の姿	教師の援助	教師の思い
・ A 児は、マットを2枚用意し、マットを海や浜辺に見立てて遊んでいる。	→○ A 児の楽しそうな動きを見守る。	→ おもしろく見立てているな、楽しめるといいな。
・ B 児がA 児の使っていたマットを持っていく。	→○ A 児が驚いた顔で見ているだけであるため、B 児に思いを聞く。	→ B 児はどうしてマットを持っていたのだろう。
・ B 児は、「基地に使うんだ」と言う。	→○ A 児の気持ちを聞く。	→ B 児はA 児が使っているの知らないで持って行ったみたいだな。
・ A 児は、教師に対して、「いや」と言う。		
・ A 児は、一人では行きにくそうである。	→○ B 児に、自分の気持ちを伝えに行こうと誘う。	→ 嫌だったら、はっきり言えるといいな。
・ A 児は、教師と一緒に言いに行く。	→○ A 児と一緒にB 児のところに行き、A 児の後ろで見守る。	→ 教師と一緒にいることで言えるといいな。
・ A 児は、B 児に「使っていたから返して」と言うと、B 児は、「使っていたならいいよ」と返す。	→○ A 児がB 児に思いを伝え、それを受け止めてもらったことを認める言葉かけをする。 ○ B 児がA 児の気持ちを聞いて受け止められたことを言葉にして認める。	→ A 児が自分の思いを出せたことを認めたいな。 → B 児がA 児の気持ちを聞いてあげられたことを認めたいな。

教師は、子ども一人一人が伝えにくい自分の思いを表せるように援助し、その繰り返しから思いの伝え方が分かり、自分一人でも言うことができるようにしていくことが大切である。

2 学級の誇りをつくろう

ね ら い……認め合い、協力し合える学級にするためのルールをつくる
 対 象……小学校低学年より
 時 間……1 単位時間
 学習形態……個人で記入→グループ討議→学級発表→各自の振り返り

ワークシート例 学級の誇りをつくろう

クラスみんなが、居心地が
 よいと感じる行動と居心地が
 悪いと感じる行動を書き出す

居心地がよいと感じる行動

居心地が悪いと感じる行動

名前

学級の誇り

クラスみんなと先生で選んだ、教室における
 ルール（学級の誇り）を書きましょう。

1

2

3

「学級の誇り」を意識して、自分で心がけたいこと
 を書きましょう

1 時 間 の 学 習 の 流 れ

児童・生徒の活動

居心地のよい行動、居心地の悪い行動を考える

班で話し合う

グループで発表し、グループごとのランク付けを決定する

話し合った内容を班ごとに発表する

学級の誇りを決める

シートを完成させる

主な発問と児童・生徒への支援

- 居心地がよいと感じる行動と、居心地が悪いと感じる行動をワークシートにどんどん書いていってください。
 ※ 黒板に居心地のよいと感じる行動、居心地の悪いと感じる行動の大きな紙を掲示して、どんどん書かせていく
- 班で話し合い、出された意見をワークシートに書いていってください。
 ※ プレーンストーミングの要領でどんどん書き出させる
- 意見はたくさん出たでしょうか。さらに班で話し合い、みんなから出された意見の中から、それぞれの項目の中で重要だと思うものを3つ決めてください。
 ※ 班の人、全員が参加して話し合う
- 1 班から代表の人が出てきて、班で話し合った結果を3つずつ、黒板の掲示に書いてください。
 ※ 前の班で出されたものは省きながら書いていく
- すべての班から意見が出されました。さらにそれぞれ重要なものを3つに絞っていきましょう。
 ※ たくさん意見を出させて、全員で決めていく
- クラスの一員としてすべきこと、クラスの一員としてしてはならないことが決まりました。これをクラスの誇りとして守っていきましょう。そのために心がけることを書いてください。
 ※ 今までの学校生活で人に嫌な思いをさせたことがなかったか振り返らせる

3 適切な意思決定ができるように

ね ら い……責任ある行動ができる人がどのような意思決定をしているか学習する
 対 象……中学生以上
 時 間……1 単位時間
 学習形態……一斉活動→個人→グループ→各自の振り返り

ワークシート例

適切な意思決定ができるように

名前

適切な意思決定のステップ

- ステップ1 決断することを考える
- ステップ2 選択肢を考え、好ましくないものを除く
- ステップ3 結果を推測する
- ステップ4 最善の行動を選択する
- ステップ5 どのような結果になったのか
- ステップ6 振り返る

課題・・クラスで一番強い人に親友がいじめられているところを目撃しました。あなたは、どうしますか。

ステップ1

ステップ2

ステップ3

ステップ4

ステップ5 最善の行動をする
 ステップ6 振り返る

ステップ2の選択の条件

- 1 法律・規則に反さないか
- 2 自分や他人に害がないか
- 3 大切な人をがっかりさせないか
- 4 後悔しないか
- 5 自分がされたら傷つかないか

1 時 間 の 学 習 の 流 れ

児童・生徒の活動

適切な意思決定の必要性
 中学生のルールについて考える

意思決定のステップ

課題文から、自分はどのようにすべきかを考える

感想を聞く

主な発問と児童・生徒への支援

- 多く選択肢の中から適切な意思決定をすることは大切です。責任感の強い人は、行動する前に多くの選択肢の中から、結果を予想して意思を決定します。中学生の守るべきルールを挙げてください。
 ※ 児童・生徒自身から守るべきルールを挙げてもらう
- 発表してくれたルールを守らないとどうなるか予想してください。
 ※ 児童・生徒から意見を出させる
- 意思の決定には、6つのステップがあります。この中で特に大切なのはステップ2です。多くの選択肢の中から好ましいものだけを選び、間違っただけの選択肢を除いていくことが重要です。例えば、法律に反することをしたらいけないのかを考えてください。
 ※ 法律の反する具体例、なぜ法律に反してはいけないのか、何人かに聞く
- では、課題文を読み、どのような行動をとるのが適切な行動かステップ段階に従って考えてみてください。
 ※ 考えた最も適切と考える意思決定を数人に発表してもらう
 ※ ステップ2に反するのは、問題行動につながることを意識させる
- 数名に発表してもらいます。
 ・今日気が付いたことを発表してください。
 ※ 自由に意見を述べる
 ※ 振り返りシートを用意して各自に書かせる

4 積極的？それとも消極的？

ね ら い……どんなに困難で対応に苦勞する状況に出合っても、否定的に物事を受け止めるのではなく、肯定的に受け止めることで自分の行動も積極的に変わることを学ぶ

対 象……小学校中学年から中学生

時 間……1 単位時間

学習形態……一斉活動→グループ活動→振り返り

板書・ワークシート例 積極的？それとも消極的？

名前

<板書>

積極的？それとも消極的？

<事例1>

Aさんは転校して新しい学校に移りましたが、前の学校の友達のことが忘れられません。新しい学校では、友達ができないだろうと思い、誰にも話しかけないでいます。友達が話しかけても前の学校の友達のほうがいいと思っていることが態度に表れ、友達もがっかりしています。

受け止め方

行 動

肯定的に受け止めた場合

新しい友達ができ
友が増える

新しい学校の友達と公
園に遊びに行った

否定的に受け止めた場合

もう新しい友達はで
きそうにない

落ち込んでしまい、学
校を休んだ

<ワークシート1>

事例を短冊に切り、各グループに2枚ずつ渡す。
(事例は学級の実態に応じて入れ替える。)

親友が話しかけてくれなくなった。

友達が持っている物を買うことができない。

廊下を歩いていると友達が指をさして笑った。

自分が点を取れなかったので試合に負けた。

学校の誰かが自分の噂をしている。

風邪をひき学校の行事に参加できない。

<ワークシート2>

積極的

消極的

感情・考え方

感情・考え方

行動

行動

1 時 間 の 学 習 の 流 れ

児童・生徒の活動

「積極的？それとも消極的？」
とはどんなことか考える

わたしたちの行動は、物事に対
する感情、考え方に影響させる
ことを知る

グループに分かれ、それぞれの
事例に対し、積極的・消極的な
受け止め方と行動について考
え、発表し合う

本時の授業を振り返る

主な発問と児童・生徒への支援

- 積極的・消極的とはそれぞれどのようなことか考えてみましょう。
※ 積極的・消極的とはそれぞれどのようなことか考えさせ、自由に発表させる
- わたしたちの行動は、物事に対する感情・考え方にとても影響されます。
※ 物事を肯定的に受け止めると、わたしたちは目標達成できることが多く、物事を否定的に受け止めると、わたしたちは努力もしないでやめてしまうことが多いことを強調する
※ 事例1を示し、受け止め方によって行動が変わることを示す
※ 自分では積極的な行動や受け止め方を選べない状況では、家族や先生等に相談すること、いけない行動に対しては、積極的な行動を選択しないことを確認する
- グループに分かれ、ワークシート1を例に積極的・消極的な受け止め方と行動を考えてみましょう。
※ ワークシート1の例をグループに2枚ずつ配る
※ グループで話し合い、ワークシート2に積極的・消極的な受け止め方と行動を記入し、グループの意見を発表し合う
- 今日の授業で気がついたことを発表してください。
※ 自由に意見を述べる
※ 誰もが否定的な受け止め方をするところがあること、肯定的な受け止め方や積極的な行動をすることにより、困難な状況に上手に対処することができるようになることを伝える

5 いやだなあ・・・

ね ら い……状況が変わると友だちとの関わり方も変化することを知り、相手や自分の気持ちを見直すことを学ぶ

対 象……小学校中学年から中学生

時 間……1 単位時間

学習形態……個人→一斉活動→個人→一斉活動→個人→グループ協議→一斉活動→各自の振り返り

ワークシート例 いやだなあ・・・

名前

BさんとCさんは交換日記をしています。二人は何でも言い合える仲のいい友達でした。二人は勉強も運動も同じくらいの力で、困ったときには互いに助け合ってきました。

ところが最近、Bさんは勉強に力を入れはじめ、テストの点数もだんだん上がってきました。また、部活動の野球部でも一生懸命頑張る、今度の大会にはレギュラーとして出場することになりました。

一方のCさんは、勉強も運動も今までどおり。交換日記にBさんは「今度のテスト、頑張ろう」と書いてきましたが、何となくいやな気持ちになり、Cさんは返事を書く気が起こってきません。

質問1 あなたがCさんだったら、Bさんをどう思いますか。

ア すごい、Bさんはけっこう頑張っているな

イ たまたまよくなっただけだよ

ウ Bさんに負けずにぼくも頑張ろう

エ Bさんだけよくなるなんて許せない

オ その他()

質問2 なぜCさんは日記に返事を書く気が起きないのでしょうか？

質問3 BさんがCさんとよりよい関係を続けるために、工夫すべきことを考え、できるだけたくさん書きましょう。

1 時間の学習の流れ

児童・生徒の活動

課題文を読む

質問1

質問2

質問3

グループ内で考えを発表する

グループの意見を発表する

感想を聞く

主な発問と児童・生徒への支援

▶ Cさんの気持ちになって読んでみましょう。(教師の範読)

▶ Cさんは、Bさんが頑張る、よいことが続いているのをどう思っているのでしょうか。質問1で、自分の気持ちに近いものを選んでください。

※ 選んだ記号と理由を、数名に発表させる

▶ 返事を書く気にならないCさんの気持ちになって考えてみましょう。

※ Cさんの気持ちになって考える

※ 数名に発表させる

▶ Cさんが、今後もBさんとよりよい関係でいるために必要なこと、すべきことなどを思いつくままにたくさん書きましょう。

※ プレーンストーミングの手法を用いる

※ 思いついたことをたくさん書く

▶ 書いたことをグループで発表し合い、よりよい解決法を考えましょう

※ 人が出した意見を決して批判しないように注意する

※ 出された意見を討議し、最もよいと思われる解決法を決める

▶ グループごとに一番よいと思われる方法を発表してください。

※ 代表より発表する

※ BさんにもCさんの今後について最善のものはどれかを考える

▶ 今日の授業で気が付いたことを発表してください。

※ 自由に意見を述べる

※ 振り返りシートを用意して各自に書かせる

6 よい友人関係を育む

ね ら い……友人関係がよいかよくないか、その理由を検証し、よい友人関係について考える。あるいはよくない人間関係について断ち切る方法を考える。

対 象……中学生

時 間……1 単位時間

学習形態……一斉活動→各自の振り返り

ワークシート例 よい友人関係を育む

名前

よい友人関係とは何かを考え、友人に提供できる自分を考えよう

本当の友達

例

親身になって自分のことを思ってくれる

普通の友達

例

会えば挨拶くらいする

友人関係がよいかよくないかその理由を検証し、よくない友人関係を変える方法を学ぼう

よい友人関係

例

互いの性格が好きである

よくない友人関係

例

陰で悪口を言う

対処法

例

自分が気にかけていることを伝える

1 時 間 の 学 習 の 流 れ

児童・生徒の活動

本当の友達と普通の友達の違いを考える

班での話し合いを発表する

友人関係の変化について考える

よい友人関係とよくない友人関係について考える

友人関係を変える改善策を考える

友人関係を思い浮かべて書く

主な発問と児童・生徒への支援

▶ 今日、なぜ友達をつくるのかを考えます。では本当の友達と普通の友達とはどこが違うのか考えてみましょう。

- ※ 班ごとのブレーストーミング
- ※ 出された意見をメモに書き留める

▶ 各班で話し合った本当の友達、普通の友達を発表してください。

- ※ 黒板に掲示した模造紙に書き込んでいく

▶ 普通の友達が本当の友達に変わるとき、あるいは本当の友達がもう友達ではいたくないと思える人になるのはどんな時でしょうか。

- ※ 数人から意見を聞く

▶ 次によい友人関係とよくない友人関係について考えましょう。よい友人関係とはどんな関係でしょうか。よい友人関係をもつことは、なぜ大切なのでしょうか

- ※ 数名に答えさせる

▶ よい友人関係、よくない友人関係について具体的な事例を挙げ、よくない友人関係を改善させるための対処法を考えてみましょう。

- ※ 例にならって書いていく

▶ よい友人関係は私たちが健全な生活を送るうえで必要なものであり、よくない友人関係はトラブルにつながる危険があります。

今、「よい友人関係だな」と思っている友達や「あのひとこんな友人関係を築きたいな」と思っている人のことを思い浮かべながら、よい関係をもっと深めるためにできることを振り返りシートに書きましょう。

- ※ 各自でシートに記入する

(2) いじめの防止・解消を図るためのプログラム例

7 相手をほめる言葉、傷つける言葉

ね ら い……他人をけなして傷つけるのではなく、ほめる方法を見つける

対 象……小学校中学年程度

時 間……1 単位時間

学習形態……個人→グループ協議→斉活動→各自の振り返り

ワークシート例

相手をほめる言葉、傷つける言葉

名前

ほめる言葉 励ます言葉

傷つける言葉 けなす言葉

	ほめる 励ます	傷つける けなす
言葉		
行動		

1 時間の学習の流れ

児童・生徒の活動

クラスの状況を振り返る

ほめる言葉とけなす言葉がもつ力を考える

自分にとって嫌だなと思った言葉や行動を思い起こす

いやな言動を書いた紙を、願いを込めて処分する

グループ内でほめる言動とはどのようなものか考える

グループの意見を発表する

感想を書く

主な発問と児童・生徒への支援

→「ほめる言葉」「励ます言葉」「傷つける言葉」「けなす言葉」がありますが、このクラスではどちらの言葉が多いですか。

※ 黒板に貼った模造紙に書き出させる

→ほめる言葉とけなす言葉のもつ、それぞれの意味を考えましょう。

※ ほめられた時とけなされた時の気持ちを考える

※ ほめる…他の人を高める行為である

けなす…他の人を傷つける行為である ことに気付かせる

→「ほめるか、けなすか」はクラスに大きな影響を与えます。けなす言葉や行動は、みんなを不愉快にさせるのでクラスから無くさなければなりません。このクラスの中で、二度と見たくないと思ったことや聞きたくないと思った言葉などを、紙に書き出してください。

※ 事前に配布した白紙の紙に、書き出させる

※ 人に見せないようにする（授業後、すぐに処分する）

→今、書いたことが二度とクラスで起きないように、その紙をゴミ箱に捨てましょう。では次にほめる言葉、ほめる行動について班で考えましょう。3つの班は人をほめる言葉を、3つの班はほめる行動にどのようなものがあるかを考えて、書き出しましょう。

※ 班ごとに話し合わせ、なるべく多く出させる

→各班の代表の人に、黒板に貼った模造紙に書き込んでもらいます。

※ 重複するものは除いてもよい

→クラスにほめる言葉や行動が増え、けなす言葉や行動が減るようにしていきましょう。

・振り返りシートに今日の授業で感じたことを書いてください。

※ 振り返りシートを用意して各自に書かせる

8 仲間はずれにしないで

ね ら い……新しい友達関係をつくる方法を学ぶ
 対 象……小学校中学年から中学生
 時 間……1 単位時間
 学習形態……一斉活動→グループ活動→振り返り

板書・ワークシート例 仲間はずれにしないで

名前

<板書>

仲間に入りにくい行動

(例)

- ・いつも教室の中でこそこそしている
- ・人のことを指さして笑う
- ・人の悪口を言う
- ・無視をする

仲間に入りやすい行動

(例)

- ・みんなで楽しそうに外で遊んでいる
- ・いつも笑い声がある
- ・元気にあいさつしてくれる
- ・こまったら助けてくれる
- ・遊びに誘ってくれる

新しく仲間に入るにはどうすればよいでしょう

- ・自分に自信をもつ
- ・そのグループの一人に話しかけてみる
- ・一緒に帰ろうと誘ってみる
- ・遊びに入れてと声をかけてみる
- ・どんな遊びが好きか聞いてみる

<ワークシート>

仲間はずれにしないで

グループに「入りやすい」と感じる行動を書いてみましょう

今日学んだことで、新しく友達をつくるのに役立つと思ったことはどのようなことですか

1 時 間 の 学 習 の 流 れ

児童・生徒の活動

「仲間に入りにくい」「仲間に入りやすい」と感じさせるのはどのような行動か考える

新しい友達を作るのを躊躇してしまうのはなぜか考える

恥ずかしさに打ち勝つためにはどうしたらよいか考える

ロールプレイを行う

本時の学習を振り返る

主な発問と児童・生徒への支援

→仲間に入りにくいと感じさせる行動、仲間に入りやすいと感じさせる行動にはどのようなものがあるか考えてみましょう。

※ 仲間に入りにくいと感じさせる行動は、他の人にどのような感じを与えるかも考えさせる

→わたしたちは、なぜ時として新しい友達を作るのを躊躇してしまうのでしょうか。

※ 自由に意見を述べる

(例) はずかしい、どうすればよいかわからない 等

→恥ずかしさに打ち勝つためにはどのようなことが考えられますか。

※ 自由に意見を述べる。

(例) 自信をもつ、友達に相談してみる、グループの一人に話しかける、一緒に下校する

→グループで役割演技してみましょう。

※ ロールプレイを行う(4～5人でグループを作る)

※ 新しく友達になりたい役の子(1人)にグループの子が「仲間に入りたい」と感じる行動をとらせ、その後、どのように感じたか感想を出し合う

→今日の授業で気が付いたことを発表してください。

※ 自由に意見を述べる

※ ワークシートに新しく友達を作るのに役に立つと思ったことはどのようなことか記入する

9 あなたならこんなときどうする

ね ら い……いじめの本質を考え、自分たちはどのように対応したらよいかを考える
 対 象……中学生
 時 間……1 単位時間
 学習形態……個人→グループ→ディベート→各自の振り返り
 手 法……ロールプレイ

ワークシート例 あなたならこんなときどうする

名前

A君は、B君と去年も同じクラスで、つい最近まで仲良くしていました。しかしクラス替えてA君は、C君と新たに友だちになりました。C君は面白い人ですが暴力的なところがありました。

夏の初め頃から、C君はB君をいじめ始めました。最初は言葉でからかっていたのですが、最近ではトイレの中などで暴力を振るうようになりました。A君はどうかC君にB君に対するいじめをやめさせようと思うのですが、すぐカッとなるC君に対して何も言うことができません。

ある日、玄関のところでC君がB君の高価なシャーペンを取り上げようとしているところに出くわしました。B君は泣きながら「返してよ」と言っているのですが、C君は泣きすがっているB君に殴りかかろうとしています。そしてC君は「おいA、こいつを押さえていろ」と僕に言いました。その時のB君の表情は「助けてよ」と訴えかけていました。去年まで同じクラスで仲良くしていた友だちのD君とE君も、近くですっとA君の様子を見ています。

それから A君は、そしてB君は、見ていたD君とE君は……

(A, B, C, D, E君になったつもりで続きを演技してください。)

ロールプレイから感じたこと

A君について

B君について

C君について

D・E君について

1 時 間 の 学 習 の 流 れ

児童・生徒の活動

ロールプレイの目的の説明

役割分担

ロールプレイの開始

登場人物について考える

感想を聞く

主な発問と児童・生徒への支援

→ ロールプレイは登場人物の役割を演じることで、その時の登場人物の気持ちを体験し、新しい発見をすることが目的です。今回はいじめの擬似体験をすることで、登場人物の気持ちについて考えていきます。

※ 演じる人は、ふざけてやらない、恥ずかしがらないように注意する

→ 今日は、1 班の人に演じてもらいます。

※ 残りの児童・生徒については傍観者の役を与える

※ 時間に余裕があれば、2 班にも演じさせ、行動の違いを考えさせるのもよい

→ それでは、1 班の人をお願いします。

※ 参観者には、A, B, C, D, E君がどういう行動をとるか、その心情を考えながら見るように指示をしておく

→ ありがとうございました。それでは、それぞれの登場人物について思ったことを書いてください。

※ 自分だったらどういう行動をするか比較して考えてみる

※ 演技者に、それぞれの立場について何を考えたか聞いてみる

※ 参観者に、それぞれの登場人物に何を感じたかを聞いてみる

→ 今日気が付いたことを発表してください。

※ 自由に意見を述べる

※ 振り返りシートを用意して各自に書かせる

10 私のクラスからいじめをなくせるか

ね ら い……いじめの本質を考え、自分たちはどのように対応したらよいかを考える
 対 象……中学生
 時 間……1 単位時間
 学習形態……個人→グループ割振り→ディベート→一斉活動→各自の振り返り
 手 法……ディベート形式

ワークシート例 私のクラスからいじめをなくせるか

名前

- ディベートを行うための班分け（3 班で 1 組）
- ・ 1 班 いじめはなくせると主張する班
 - ・ 1 班 いじめはなくせないと主張する班
（肯定側・否定側は自分に意思にかかわらず決定）
 - ・ 1 班 討論を聞いて判定を下す審判となる班

討論前の作戦会議 5 分

それぞれの主張を 4 分ずつ

作戦会議 5 分

それぞれの主張を 4 分ずつ

審判の班が勝敗を決める

討論を始める前のあなたの意見
（ なくなる なくなる ）
理由

討論を終えた後のあなたの意見
（ なくなる なくなる ）
理由

1 時 間 の 学 習 の 流 れ

児童・生徒の活動

討論前の自分の意見

進行方法の説明後に開始

審判は判定を下す

討論後の自分の意見を記入

感想を聞く

主な発問と児童・生徒への支援

- ▶「クラスからいじめはなくなるか」ということについて、自分の意見を書いてください。
※ 自分の考えている意見を書く
- ▶これから肯定側、否定側に分かれてディベートを行います。今、書いた意見にかかわらず、肯定側は奇数班、否定側は偶数班を割り当てます。残った班は討論を聞いて最後に勝敗を下す審判になってもらいます。最初に作戦会議の時間を 5 分とります。その後最初に肯定側 4 分、続いて否定側 4 分の主張を行います。それが終わったら 5 分間の作戦会議を開いてから、否定側 4 分、続いて肯定側 4 分の主張を行います。
※ 審判の班が計時をする
- ▶討論が終わりました。審判の班は判定をお願いします。
※ 学級全体の理由を添えて勝敗を伝える
- ▶最後に、討論を全部聞いた後のあなたの意見を書いてください。
※ 意見が変わった人にその理由を聞く
- ▶今日気が付いたことを発表してください。
※ 自由に意見を述べる
※ 振り返りシートを用意して各自に書かせる

11 いじめはどうしておこるのか

ね ら い……いじめがどうして起こるのか、その原因を追及し、解決策を見出していく
 対 象……中学生
 時 間……1 単位時間
 学習形態……個人→グループ→斉活動→各自の振り返り
 手 法……「Why? Why?」「How? How?」説明図

ワークシート例 いじめはどうしておこるのか

名前

いじめの「Why? (なぜ)」を追及し、いじめが起こる原因を追及しよう

いじめはなぜ起こるのか	Why	ストレスがたまる	Why	家で叱られる	Why	勉強がわからない
	Why		Why		Why	
	Why		Why		Why	

いじめ解決のための「How? (どうやって)」を考え、解決策を見出そう

いじめをどのように解決するか	How	いじめを禁止する	How	やってはいけないことをみんなで決める	How	ルールをつくる
	How		How		How	
	How		How		How	

1 時 間 の 学 習 の 流 れ

児童・生徒の活動

表の説明

グループで出し合った意見を
討議する

班ごとに発表する

感想を聞く

主な発問と児童・生徒への支援

- ▶ 最初に「いじめはなぜ起こるのか」の表を完成させます。自分がいじめの原因と思うことを3つあげ、さらにその原因を追及していきます。次に「いじめをどのように解決するか」の表を完成させます。同じように解決策を3つあげ、その解決策を実現させるためにはどうしたらいいかを考えていきます。
 ※ 思いついたことを書いてみる
- ▶ それでは、それぞれ考えたことをグループで発表します。素晴らしいと思う意見が出たら、その意見をグループで話し合ってどんどん深めていってください。
 ※ 人の意見を批判しないように注意する
 ※ 班の討議でさらに深められれば、現実の対応策になることを児童・生徒に自覚させる
- ▶ 話し合ったこと、印象に残ったことを班ごとに発表してください。
 ※ 互いを認め合う雰囲気づくりに気を配る
 ※ さらに出た意見を深めるためにはどうしたらいいのか意見を出させる
- ▶ 今日の学習や発表を聞いて、感じたり考えたりしたことについて聞かせてください。
 ※ 自由に意見を述べる
 ※ 振り返りシートを用意して各自に書かせる

(3) いじめ解決後のプログラム例

アサーティブ（積極的自己表現）コミュニケーションスキル

自分も相手も尊重しながら、きちんと自分らしさを出した自己表現・自己主張をするスキル

例 遊ぶ約束をしたSさんが、Tさんとおしゃべりをしています。あなたは次のうちのどの行動をとりますか。

ア 「Sさん、約束守ってよ。」

イ 「SさんもTさんも私と一緒に遊ばない？」

ウ Sさんの前をわざと横切る。

→アサーティブ（積極的自己表現）コミュニケーションスキルに基づく対応は「イ」。相手に対する思いやりを持っているかどうかポイントになる。

12 どうやって断ればいい

ね ら い……自分も相手も尊重しながら、自分の意見を述べられるようにする

対 象……小学校中学年以上

時 間……1 単位時間

学習形態……個人→グループ割振り→一斉活動→各自の振り返り

手 法……アサーティブ（積極的自己表現）スキル

ワークシート例 どうやって断ればいい

名前

A：おい、何やっているの

B：中間テストの勉強。

A：明日の土曜日、一緒に映画観に行こうよ。

B：試験前だから俺は行かないよ。一人で行けば。

A：なんだよ。その言い方は。

質問 B君はせっかく映画に誘ってくれたA君を怒らせてしまいました。

A君を怒らせないようにするには、B君はどのように答えればいいでしょうか

（模範例）A：何やっているの。

B：中間テストの勉強。

A：明日の土曜日、一緒に遊ぼうよ。

B：何して遊ぶの？

A：映画を見に行こうよ。

B：試験が近いからだめだよ。

A：そんなこと言わないでいこうよ。

B：それよりも家に来て、お兄ちゃんに勉強を教えてもらおうよ。

1 時 間 の 学 習 の 流 れ

児童・生徒の活動

課題を読む

個人の発表

全員で考える

感想を聞く

主な発問と児童・生徒への支援

→ 教師の範読。

→ B君はせっかく誘ってくれたA君を怒らせてしまいました。どのような断り方をすれば、A君を怒らせずに済んだでしょうか。

※ 解答欄に記入させる

→ それでは、何人かの人に発表してもらいましょう。

※ 答えの共通点を考えさせる

→ みんなの答えに、何か共通する点はありませんか。

※ はっきり断る意思表示ができていないことに気付く

※ 相手の好意を踏みにじらない配慮をしていることに気付く

※ 他にも選択肢があることを相手に伝える

→ 今日の学習や発表を聞いて、感じたり考えたりしたことについて聞かせてください。

※ 振り返りシートを用意して各自に書かせる

2 「いじめ」に対する校内研修の実施

校内研修の4つのポイント

- 1 カウンセリングマインドの習得 2 事例研究 3 「ネットいじめ」から子どもを守る 3 教師の人権感覚の向上

カウンセリングマインドの習得

1 カウンセリングマインドとは

＊カウンセリングマインドの定義

非専門家がカウンセリングの理論や技法を職場、授業、育児、社交などの分野に生かそうとすること

＊カウンセリングマインドの3つのキーワード

- ・尊敬 — 人それぞれいろいろな違いはあるが、人間の尊厳に関しては違いがないことを受け入れ、礼節を持って接する態度
- ・共感 — 相手の関心に関心をもつこと（感情のコントロールを伴うこと）
- ・勇気 — 困難を克服する活力

カウンセリングマインドにおける基本姿勢

- ① 人は誰でも自分らしさを求め、よりよく成長したいと思っている存在と考える。
- ② 対等の立場で向き合う。
- ③ 子どものありのままの姿を受け入れるとともに、子どもの話をよく聴く。
- ④ 子どもがどのような気持ちや考えているのか、子どもの立場で理解しようとする。
- ⑤ 話の途切れた沈黙を無駄な時間と考えず、解決を急ぐような問いかけをしない。

2 カウンセリングマインドの基本

学校におけるカウンセリングマインド

- ① 児童・生徒はよくなろうとする力と意欲をもっている存在として尊重する。
 - ・児童・生徒を軽く見たり、問題をもつ児童・生徒を拒否したり、差別したりしない。
- ② 児童・生徒の気持ちに敏感であり、共感的に理解し、安心して何でも言える関係をつくることを大切にする。
 - ・児童・生徒の話も聞かずに教師の考えを押しつけたり、児童・生徒の気持ちを決めつけたりしない。
- ③ できるだけ児童・生徒が自分で気付き、自己決定するように援助する。
 - ・教師が先回りして解決したりせず、児童・生徒の自己教育力を育てるようにする。

3 カウンセリングマインドをもった教師像

- ① 教えることよりも育てることに関心をもつ教師
- ② 子どもの心（感情）を大切にする教師
- ③ 子どもの行動は、関係によって変わることを知っている教師
- ④ いつも行動の背後にある条件やプロセスを理解しようとする教師
- ⑤ 子どもから学ぶ柔軟さと謙虚さをもつ教師
- ⑥ 一人一人の独自性を大切にする教師
- ⑦ 子ども同士の相互作用を大切にする教師
- ⑧ 自分の限界を素直に認められる教師
- ⑨ 教えるべき点、守らせるべき点をはっきり示せる教師
- ⑩ 子どもとの日常の交流を大切にし、親しい関係を豊かにはぐくむ教師

4 教育相談的姿勢をもった教育活動の例

- ① 指名の際は、子どもの名前と呼ぶようにしているか。
- ② 子どもがのびのび発言できる雰囲気づくりや言葉かけを行っているか。
- ③ 授業のルールを明確に示し、授業を乱す子どもに対して毅然として注意しているか。
- ④ 不完全な解答であっても、その中にある子どものよさを認めるようにしているか。
- ⑤ 答えにつまずいた子どもに、その気持ちに寄り添う適切な援助を行っているか。
- ⑥ 授業の中で、子どもをほめることや励ますことを大切にしているか。
- ⑦ 分かりやすい授業を心がけ、教室の後ろまで通る声で授業を行っているか。
- ⑧ 子どもが自分で考え、答えを見つけ出せる喜びを実感できる授業を展開しているか。
- ⑨ 子どもが受身になっていないかどうか、点検しながら授業を行っているか。
- ⑩ 特別活動等を通して、子どもとの関わりを大切にしているか。

生活意識調査(例)

年 組 番 氏名

- 1 朝、何時頃に起きていますか。
(時 分ころ)
- 2 朝食を毎日食べていますか。(○をつけて回答)
(毎日食べる たまに食べる たまに食べない 食べない)
- 3 夜、何時頃に寝ますか。
(時 分ころ)
- 4 夕食は、しっかり食べていますか。(○をつけて回答)
(しっかり食べる まあまあ食べる あまり食べない 食べない)
- 5 すいみんは、十分にとれていますか。(○をつけて回答)
(しっかりとれている まあまあとれている あまりとれていない とれない)
- 6 学校以外で毎日どのくらい勉強をしていますか。(塾等は除く)
(1日 およそ 時間 分ぐらい)
- 7 家の手伝いや家族の役に立つことをしていますか。(○をつけて回答)
(毎日する よくする たまにする しない)
- 8 友達とよく遊んだり、話をしたりしますか。(○をつけて回答)
(毎日する よくする たまにする しない)
- 9 家族とはよく話をしますか。(○をつけて回答)
(毎日する よくする たまにする しない)
- 10 あなたを理解してくれる人はいますか。(○をつけて回答)
(たくさんいる まあまあいる あまりいない いない)

<児童・生徒に寄り添い、心の声を聴きましょう>

児童・生徒の食欲低下や寝不足等の日常生活の変化の背景には、いじめをはじめとした不安や悩みを抱えている場合があります。学校は、生活意識調査を実施し、負の変化があった児童・生徒については、面接をするなどして、児童・生徒に寄り添い、心の声を聴きましょう。

事例研究

1 事例研究の重要性

児童・生徒の指導に関する教職員の力量を高めるとともに、問題行動の解決に向けた組織的な取組を推進するためには、校内研修会における事例研究会を充実させることが必要である。

2 事例研究とは

(1) 事例研究のねらい

事例研究は、子供の指導上の問題を提示し、指導過程やそれに関する資料を基に問題行動の要因や背景を理解するとともに、解決策を見いだしていく。

- ① 問題行動の要因・背景を明確にし、児童・生徒の理解を深める。
- ② 児童・生徒に対する効果的な指導・援助法を研究する。
- ③ 教職員の共通理解を深め、教職員相互の連携を強める。

(2) 事例研究の手順

- ① 児童・生徒のもつ問題を明らかにする。 ※1
- ② 児童・生徒の理解のための情報収集を行う。
- ③ 問題解決のための指導仮説を立てる。 ※2
- ④ 指導方法を検討する。（変化の目標を明確化、行動の変容を援助、実現可能な目標の立案） ※3

3 事例(案)

事例 いじめが解消した後の不安から、欠席が続いた児童・生徒の事例（中学1年生）

A子は肥満傾向もあり行動が遅く、**小学生の頃から悪口を言われてきた**。中学校入学後も、同じ学級のB男を中心とする男子から悪口を言われたり、ノートや持ち物を隠されたり壊されたりしてきた。B男たちは**担任に注意された時はやめるが、しばらくすると再びA子に対する嫌がらせを続けるということを繰り返していた**。

担任は、学級全体に対して、いじめを傍観する態度についての指導や、思いやりの気持ちの育成を目指した指導を行ってきた。3学期になって「背中にサッカーボールをぶつけられた。もう、こんな学校いやだ。」とのA子からの**泣きながらの訴えを機に**、放課後緊急に学級でいじめられている児童・生徒の気持ちを考えることを中心とした話し合いを行った。

この話し合い以降、A子に対する**いじめはなくなった**。しかし、**その後A子は欠席しがちになり**、担任の家庭訪問や女子の同級生たちの訪問も成果が上がらなかった。

※1 指導上の課題	※2 望ましい指導
<記入例> ・A子へのいじめを発見したときのB男たちに対する担任の指導が、表面的な注意に終始していた。 ・担任は、A子へのいじめの動機やその背景に目を向けた指導をしなかった。 ・学級での話し合い後、A子のいじめがなくなったことで、いじめ問題が解決したと認識していた。	<記入例> ・いじめの行為そのものよりも、いじめられた児童・生徒の心の視点に立った指導をすべきであった。 ・小学校から継続していたいじめ問題であり、その背景には根深いものがあることを意識すべきであった。 ・いじめ解決後も、継続してA子の心に関わっていく指導をしていくべきだった。
※3 本事例における具体的取組 <記入例> 本事例では、小学校からのいじめの継続でA子及び保護者は、いじめる児童・生徒に対する担任の指導に不信感とあきらめの気持ちをもっていたと思われる。以下のように、A子に対し、安心感を与えるような指導の展開を示すことが重要となる。 ・指導の記録をつけ、これまでの対応が適切であったかどうか、常に振り返る。 ・全教職員が協力して、休み時間も含め、いじめられた子を守る姿勢を示し、不安を取り除いてあげる。 ・いじめられた児童・生徒の保護者に、指導後の様子を定期的に連絡し、不安や不信感を取り除く。 ・いじめた児童・生徒へも声かけなど、自己の存在が実感できるようにし、活躍できる場を提供することで、いじめに向かうエネルギーを、自己を高めるために使うように支援する。 ・いじめ発見時に、積極的にいじめ問題の解消に向けた担任の姿勢を学級の児童・生徒に明らかにする。	

「ネットいじめ」から児童・生徒を守る

1 ネットいじめの事例

「ネットいじめ」は、ネットがもつ匿名性と簡易性から、発見と指導が困難であること、児童・生徒が簡単に被害者にも加害者にもなってしまうこと、短期間に深刻な状態にいたること等が特徴である。ネット上のトラブル等についての最新の情報を得て、指導に生かすことが必要である。

ネットいじめの事例

知らないうちに自分が…

携帯電話に「死ね」と書かれたメールが送られてきたり、自分が送ってもいないメールについて担任から注意を受けたりした。無視しようと思ってもなかなかできない。とても苦しい。死にたい。

勝手にSNS上に…

同級生に無理やり写真を撮られたり、写真を送るよう強要されたりして、勝手にSNS上に掲載されていた。写真が拡散されている可能性もあり、不安で眠れない。

SNSアプリ上での中傷…

SNSアプリケーションを用いたグループでの会話。最初の頃は仲良く話していたのに、いつからか、複数の友達が自分の悪口を言うようになった。悪口は徐々にエスカレートし、「死ね」「消えろ」という言葉が全員から浴びせられるように。

2 求められる未然防止・早期発見の取組

◎ 教職員の日頃の情報交換を密に

「ネットいじめ」の現状について、事例等を踏まえ共通認識・理解を図る。

◎ 平素の指導を基礎に

傾聴、共感的理解、受容といった姿勢を大切に、児童・生徒のサインや情報をキャッチする。

◎ 発達段階に応じた指導を

「ネットいじめ」の危険性を指導するとともに、情報モラル教育を計画的に実施する。

◎ PTAと連携した啓発活動を

携帯電話やPC等の使用における家庭のルールを作るよう啓発する。

◎ 教育相談の充実を

児童・生徒の様子を観察し「いじめ」と認められる行為には、見逃すことなく迅速に対応する。

3 「ネットいじめ」が発生した際の対応チェック表

事態の收拾

- ☐ 情報収集と事実の確認
- ☐ 教育委員会への連絡
- ☐ 書き込み削除の要請
- ☐ 警察等の関係機関への連絡

被害者対応

- ☐ 「仕返し」「プライドを守りたい」「保護者への心配をかけたくない」等の被害者の心のケア
- ☐ 「自分は安全だ」という安心感をもたせる声かけ
- ☐ 教師自らが絶対的な信頼の対象であることを示す声かけ

加害者対応

- ☐ 絶対にやってはいけないという毅然とした態度
- ☐ 加害者の抱える悩みや問題等、行動の裏にある心理を理解した対応

全ての児童・生徒への対応

- ☐ 情報モラル教育の徹底
- ☐ 「いじめ」を許さない学級の雰囲気づくり
- ☐ 児童・生徒への勇気付けと、児童・生徒たち自らの解決に向けた取組の推進

保護者対応

- ☐ 関係する保護者への説明と対応（家庭での取組への理解と要請）
- ☐ 学校の今後の指導方針と対応等の提示と説明（必要に応じて全家庭に連絡）

教師の人権感覚の向上

教師の言動や価値観が児童・生徒に大きな影響を及ぼすことが多い。教師の言動が気付かないところでいじめを誘発したり、助長させたりしてしまうこともある。日頃から、児童・生徒が教師の言動をどのように受けとめているかを推し量りながら指導することが大切である。

次に示すのは、日常ありがちな事例である。

行動の遅い児童・生徒を注意したつもりが・・・

A男は動作が遅く、他の児童・生徒から「のろま」と言われることがあった。

ある授業時間に、A男がまだ机上に授業の準備をしていないのを見た担任は「また、何も準備してないの。何回言ったらわかるのよ。みんなが迷惑しているでしょう。」と叱った。

それを聞いたB男が「そうだよ、迷惑だよ。何やってものろまだよね。」と言った。それからA男は、みんなから「ぐず」「のろま」「迷惑だ」とはやし立てられるようになった。

留意すべき点

教師は、ほとんどの子ができることをできない児童・生徒がいると「なぜできないの」という言葉を言うてしまうことがある。その言葉を他の児童・生徒は、その子の欠点として認識し、教師の言葉を後ろ盾にして、ひいてはからかいの言葉として使うようになる。人には個人差があることを指導するとともに、A男には個別指導で対応すべきであった。

食べ物を大切にするように指導したつもりが・・・

担任がアフリカ難民の子どもたちが飢えて苦しんでいることを授業で話すと、児童・生徒たちは「給食を残さないようにしよう」とみんなで申し合わせた。

その後、食が細くて給食を全部食べられないB子は、クラスの児童・生徒たちから「給食を残すのはよくないよ。アフリカの子どもたちのことを考えたら残せないでしょ。」と言われるようになった。B子は給食の時間が心の負担になり、「給食を残すとみんなにいじめられる。」と言って、登校をしづるようになった。

留意すべき点

他の児童・生徒に悪意があったわけではない。むしろ他の児童・生徒たちも、頑張れという気持ちからB子を励ましていたのだが、結果としてはB子を責める形になってしまった。他の児童・生徒たちのB子への言葉を聞いたときに、個に応じた目標があることを指導すべきであった。

不用意な一言が・・・

算数の時間、全員できた問題なのに、C子から思いもよらぬ間違った答えが返ってきた。それを聞いた学級の児童・生徒は一瞬沈黙した。担任は「どうしてそんな答えになっちゃうの。もう一度やり直してごらん。」と言って、そのまま授業を進めた。

翌日、机間指導していると、やはりC子だけ間違えていたので、「ここが違っていいよ。よく考えてごらん、わかるはずだよ。」と言うと、周りの子が顔を見合わせて笑った。その後、C子が指名されると、クラスみんながクスクス笑うようになった。

留意すべき点

担任の一言が、結果的にC子に恥をかかせたことになった。しかもC子には、自分がわからないままに授業を進められ「置いていかれた」という思いを残してしまった。

さらに、周りの児童・生徒たちのクスクス笑いの状況は、いじめにつながる可能性が大きく、学級の雰囲気までも壊してしまった。間違えることは悪いことではないという指導、人をあざけるような行為をしてはいけないことを指導する必要がある。

児童・生徒をほめたのだが・・・

D男は絵がうまく、写生コンクールに入賞した。先生が「みんな、D男はさすがにうまいね」とほめた。数日後、運動会の応援で大きな絵を描くことに決まった。役割を決めるときに「D男はいつも絵でほめられているだから、お前がやればいい。」とみんなに言われ、仕事を押し付けられた。

留意すべき点

D男をみんなの前で高く評価したために、D男はかえってみんなの反感をかってしまった。褒め方によっては悪影響を生じてしまうことがある。また、日頃からD男ばかりでなく、「自分も教師に認められている」という実感を他の児童・生徒にももたせていけば、このような事態にはならなかったかもしれない。

特定の児童・生徒と親しいと思われて・・・

野球部の顧問をしているE教諭の理科の授業の実験中に、F男が薬品をこぼしてしまった。代わりの薬品をもらいにE教諭のところに行くと、「注意が足りない。あんなに言っただろ」と言われ、あれこれ注意した後ようやく薬品をくれた。

その後、野球部のG男も薬品をこぼしてE教諭にもらいに行くと、E教諭は「注意しろよ」と言っただけで代わりの薬品を渡した。それ以降、G男はF男から「おまえE先生にひいきされていていいよな。」とみんなの前で言いふらすようになり、周囲のG男を見る目が変わった。

留意すべき点

教師の言動の不統一性は、児童・生徒たちに不公平感、不平等感を生み出す。それがいじめにつながっていくことがある。どの児童・生徒に対しても公平に接するように心がけるべきである。

<教師としての言動と態度に対して>

- ☐ 教師自ら、自分の言動と態度についての自己評価に努める。
- ☐ 校内研修会や学年会議などの機会をととして、教師の言動と態度についての相互評価に努める。
- ☐ 保護者や地域住民の意見や考えをとり入れ、日々の指導等の改善・充実に努める。

<参考資料一覧>

- ・ いじめの問題に関する総合的な取組について（平成8年 文部科学省）
- ・ いじめ問題の解決に向けた学校・家庭・地域社会・関係機関の連携・協力のために（平成8年 文部科学省）
- ・ いじめの心理と構造をふまえた解決の方策（平成9年 東京都立教育研究所）
- ・ すべての児童・生徒たちの豊かな学校生活を願って（平成7年 東京都教育委員会）
- ・ 生き生きとして意欲的な児童・生徒の育成（昭和61年 東京都教育委員会）
- ・ 研究紀要 いじめをなくす人間関係づくり（平成9年 足立区教育研究所）
- ・ 研究紀要 いじめ・不登校をなくす人間関係づくり（平成8年 足立区教育研究所）
- ・ いじめ問題の解消をめざして（平成8年 葛飾区教育委員会）
- ・ ライオンズクエスト「思春期のライフスキル教育」プログラム（平成14年 青少年育成支援フォーラム）
- ・ あなたの学校のいじめ解消にむけて（平成10年 東洋館出版物）
- ・ いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）
- ・ いじめ総合対策（いじめに関する専門家会議報告）（平成25年 東京都教育委員会）
- ・ 生活指導リーフ（国立教育政策研究所 <https://www.nier.go.jp/shido/leaf/index.html>）
- ・ いじめ問題に対応できる力を育てるために（いじめ防止教育プログラム）（平成26年 東京都教育委員会）
- ・ いじめ総合対策【第2次】上・下巻（平成29年 東京都教育委員会）
- ・ SNS東京ノート（平成31年 東京都教育委員会）
- ・ 人権教育プログラム（令和2年 東京都教育委員会）

3 「いじめ」に関する通知等

各学校長 殿

19 教指送第 2548 号
令和 2 年 3 月 16 日

江戸川区教育委員会
指導室長 近津 勉

児童・生徒を対象としたいじめの早期発見のためのアンケートの実施
及び保管の徹底について（通知）

このことについて、令和 2 年 1 月 29 日付 31 教指企第 1868 号において、東京都教育庁指導部指導企画課長より別添写しのとおり通知がありました。

児童・生徒を対象としたいじめの早期発見のためのアンケートの実施及び保管の徹底については、既に「豊かな心をはぐくむために〈いじめ発見・対応、いじめ防止のための実践プログラム〉」改訂版（江戸川区教育委員会 平成 29 年 2 月 10 日）にて示しているところではありますが、改めて下記の取組が徹底されるよう、教職員への周知をお願いします。

記

1 いじめ防止把握調査（いじめに関わるアンケート）の実施について

- （１）実施回数 各学期 1 回以上、年 3 回以上
※「学校生活や友人関係に関するアンケート」を参考に、各学校の実態に合わせた書式で実施する。
- （２）保管期間 実施年度を含め、3 年間保管
- （３）確認事項
ア 管理職は全てのアンケートの記載内容を確認し、配慮すべき児童・生徒に対しては管理職自ら対応するようお願いします。
イ いじめ防止把握調査（いじめに関わるアンケート）は、いじめの未然防止・早期発見を趣旨としたものであり、体罰アンケートと兼ねることはできません。

2 その他

- （１）「学校いじめ対策委員会」において、毎年度当初に、アンケートの実施等を含めたいじめの未然防止や早期発見のための取組について年間計画を策定（いじめ総合対策【第 2 次】上巻 P19～20、P82～83）し、全教職員に周知してください。
- （２）これまで、児童・生徒の実態を踏まえ全員面接等でアンケートの実施に替える等の対応をしていた学校についても、確実にアンケートの実施をお願いします。
※特別支援学級に在籍する児童・生徒等で、アンケートへの回答が困難な場合については、児童・生徒に教職員が個別に聞き取りをするなど、代替できる方法で実施する。
- （３）いじめにつながる記載の有無にかかわらず、実施したアンケートは全児童・生徒分保管してください。
- （４）年 3 回以上のいじめに関する研修の実施（同【第 2 次】上巻 P21、下巻 P70～94）と、年 3 回以上のいじめに関する授業の実施（同【第 2 次】上巻 P23～24、下巻 P6～67）も、年間計画に位置付けた上で確実に行うようお願いします。
- （５）アンケートを含め、教職員が児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」への報告を徹底するようお願いします。また、指導の経過等の情報が全教職員で共有できるよう、各学校で定められた様式の記録にて、ファイリングしたりパソコンの共有フォルダに保存したりするなどして対応をお願いします。その際は、個人情報の取扱に十分注意してください。

〔担当〕

江戸川区教育委員会指導室
指導主事 岡田 卓也
電 話 5 6 6 2 - 1 6 3 4
ファクシミリ 3 6 7 4 - 5 8 7 4

写

31 教指企第 1868 号
令和 2 年 1 月 29 日

区市町村教育委員会指導事務主管課長 殿

東京都教育庁指導部指導企画課長
小寺 康裕
(公印省略)

児童・生徒を対象としたいじめの早期発見のためのアンケートの実施
及び保管の徹底について（通知）

このことについて、平成 27 年 9 月 9 日付 27 教指企第 718 号、平成 28 年 3 月 30 日付 27 教指企第 1552 号及び平成 28 年 4 月 5 日付 28 教指企第 41 号にて、アンケートの確実な実施及び保管について、繰り返しお願いしてきたところです。

しかしながら、今般、都内公立学校において、児童を対象に行ったいじめに関するアンケート用紙を適切に保存せず、その一部を紛失していた事実が明らかとなりました。

つきましては、貴管下各学校において、改めて、下記の取組が徹底されるよう、指導・助言をお願いします。

記

- 1 いじめやいじめの疑いのある状況を認知するための重要な参考資料とするために、年に 3 回以上、児童・生徒を対象にアンケートを実施する。

※ 具体的な実施方法や質問項目は、児童・生徒の実態を踏まえ、学校や学年ごとに、最も効果的な方法を検討して、実施する。（いじめ総合対策【第 2 次】上巻 P41、P42、P94 参照）

特別支援学級に在籍する児童・生徒等で、アンケートへの回答が困難な場合については、児童・生徒に教職員が個別に聞き取りをするなど、代替できる方法で実施する。

- 2 区市町村教育委員会は、当該区市町村の「文書管理規則」等に基づき、管下の学校におけるアンケート実施後の保存期間を定め、周知・徹底を図る。

※ 都立学校においては、当該アンケートの保存期間を、実施年度の末から 3 年間とする。

（「共通事案に係る文書等保存期間表」の「その他生活指導に関する資料」に該当）

※ アンケート用紙は、いじめにつながる記載が全く見られない場合でも、後日、学校がいじめを認知していたかを保護者に説明する際などに、重要な資料となり得ることから、必ず保管しておく。

【担当】

東京都教育庁指導部 主任指導主事 渡辺 浩一
指導企画課統括指導主事 千葉かおり
電 話 03-5320-6888

江戸川区
教育委員会

2. 2. 3

(指導室)
收受

16教指送第2387号
平成29年2月10日

各学校長 殿

江戸川区教育委員会
指導室長 市川 茂

「豊かな心をはぐくむために＜いじめ発見・対応、いじめ防止のための実践プログラム＞」の改訂について（通知）

この度、標記の件につきまして、下記のとおり内容を改訂いたしました。
各学校におかれましては、全教職員に周知するとともに、引き続きいじめの未然防止・早期発見・早期解決に向けた取組を適切に行っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 改訂の理由 「いじめ防止プログラム週間」を廃止し、年間を通じていじめ防止に関する取組を行うものとするため
- 2 改訂の内容 これまで区が指定していた「いじめ実態把握調査アンケート」の様式を見直し、日常的なアンケート調査に活用できる様式を例示した。

＜改訂前後の比較＞

	改訂前 【別紙1】参照	改訂後 【別紙2】参照
改訂版の名称	「いじめ防止対策推進法」改訂版	「いじめ実態把握調査」改訂版
様式の名称	わたしの学校生活、クラスの友達を振り返ろう	学校生活や友人関係に関するアンケート（例）

- 3 取組の推進にあたって
 - ・全教職員で共通理解を図り、学校全体で推進できるようにしてください。
 - ・「豊かな心をはぐくむために＜いじめ発見・対応、いじめ防止のための実践プログラム＞」を活用し、各学級において年3回以上のいじめに関する授業の実施をお願いします。
 - ・アンケート調査はこれまでどおり、各学期1回以上（年3回以上）の実施をお願いします。児童・生徒が記載したアンケート用紙は、実施年度を含めて3年間保管してください。
 - ・「いじめ防止プログラム週間」の廃止に伴う、アンケート調査の実施方法の変更につきましては、別途通知いたします。
- 4 その他
 - ・改訂した「豊かな心をはぐくむために＜いじめ発見・対応、いじめ防止のための実践プログラム＞」の電子データにつきましては、学校LANの書庫にアップロードいたします。

（担当）
江戸川区教育委員会指導室
指導主事 森川 康一
電 話 5 6 6 2－1 6 3 4
ファクシ 3 6 7 4－5 8 7 4

16教指送第2388号

平成29年2月10日

各学校長 殿

江戸川区教育委員会

指導室長 市川 茂

「いじめ防止プログラム週間」の廃止に伴うアンケート調査の実施方法の変更について（通知）

標記の件につきまして、平成29年度から下記のとおり変更いたします。

各学校におかれましては、全教職員に周知し、適切に実施していただきますようお願い申し上げます。

記

1 変更点

- ・2学期に実施していた区指定の様式によるアンケート調査を廃止し、各学期1回以上（年3回以上）実施しているアンケート調査により、いじめやその疑いについて把握する。

2 アンケート調査の実施にあたって

- ・アンケート調査の内容は、「豊かなところをはぐくむためにくいじめ発見・対応、いじめ防止のための実践プログラム」に例示されているものを参考にし、各学校の実態に合わせた様式を作成・活用してください。
 - ・各学期1回以上（年3回以上）実施するアンケート調査は、毎年1学期に実施している「ふれあい月間」のアンケートと兼ねて実施していただいて構いません。
- なお、2学期の「ふれあい月間」は6月の追跡調査になるため、別に実施してください。

（担当）

江戸川区教育委員会指導室

指導主事 森川 康一

電 話 5 6 6 2－1 6 3 4

ファクシ 3 6 7 4－5 8 7 4

学校生活や友人関係に関するアンケート

年 組 番 氏名

◎次の質問について、「はい」か「いいえ」のあてはまる方に○をつけてください。

「はい」と答えた場合は、その内容をくわしく教えてください。

- 1 あなたのマわりに、嫌な思ひをしている人や悲しい思ひをしている人はいませんか。

はい いいえ

・それは、だれですか。また、いつ、どのような内容ですか。

- 2 あなたは、悪口を言われたり、暴力を振るわれたりしたことがありますか。

はい いいえ

・それは、だれから、いつ、どのような内容ですか。

- 3 あなたは、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりするなど、嫌な思ひをしたことがありますか。

はい いいえ

・それは、だれから、いつ、どのような内容ですか。

- 4 あなたは、メールや掲示板に悪口や個人情報を書かれ、いやな思ひをしたことがありますか。

はい いいえ

・それは、だれから、いつ、どのような内容ですか。

- 5 あなたは、勝手に自分の持ち物を使われたり、かくされたりしたことがありますか。

はい いいえ

・それは、だれから、いつ、どのような内容ですか。

- 6 あなたは、無視されたり、仲間はずれにされたりしたことがありますか。

はい いいえ

・それは、だれから、いつ、どのような内容ですか。

豊かな心をはぐくむために

<いじめ発見・対応、いじめ防止のための実践プログラム>

平成18年11月 初版

平成19年4月 文部科学省による、「いじめ定義」(第2版)

平成24年9月 「ネットいじめ対策」増補版(第3版)

平成26年5月 「いじめ防止対策推進法」改訂版(第4版)

平成29年2月 「いじめ実態把握調査」改訂版(第5版)

令和2年6月 江戸川区の「子どもたちの健全育成」に向けた組織的対応力の強化 改訂版

作成：江戸川区教育委員会指導室



EDOGAWA board of education